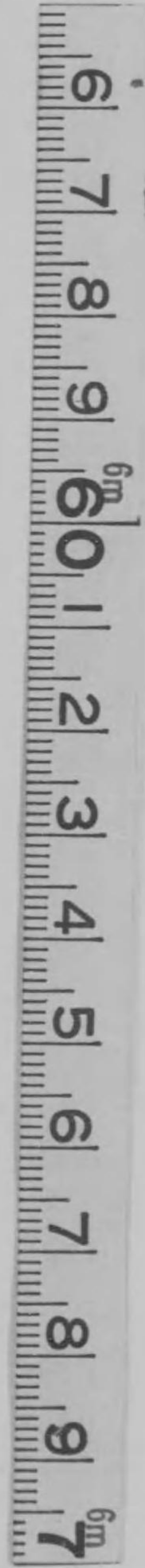


393

597

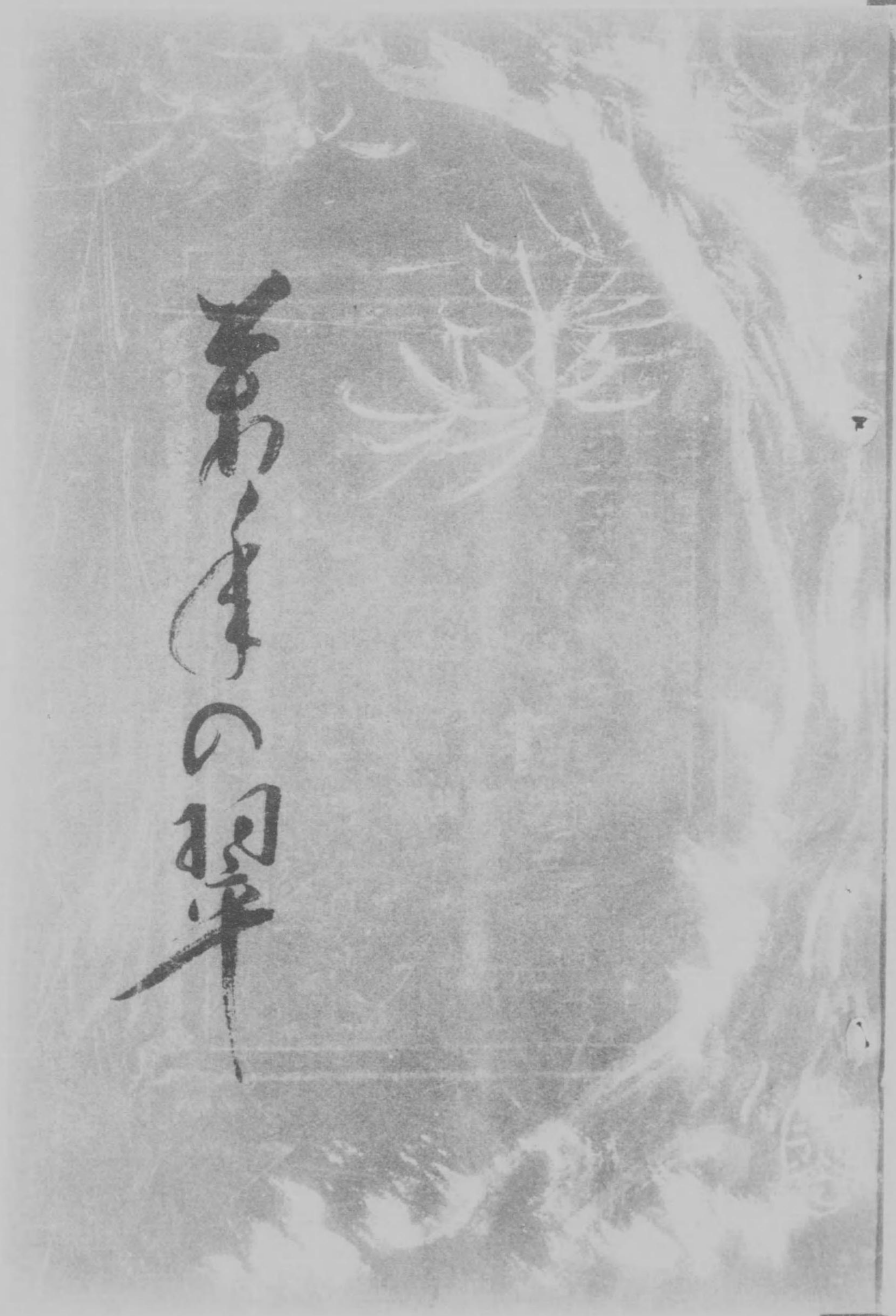
相国寺
小史
萬年の翠



始



美空ひばりの御葬



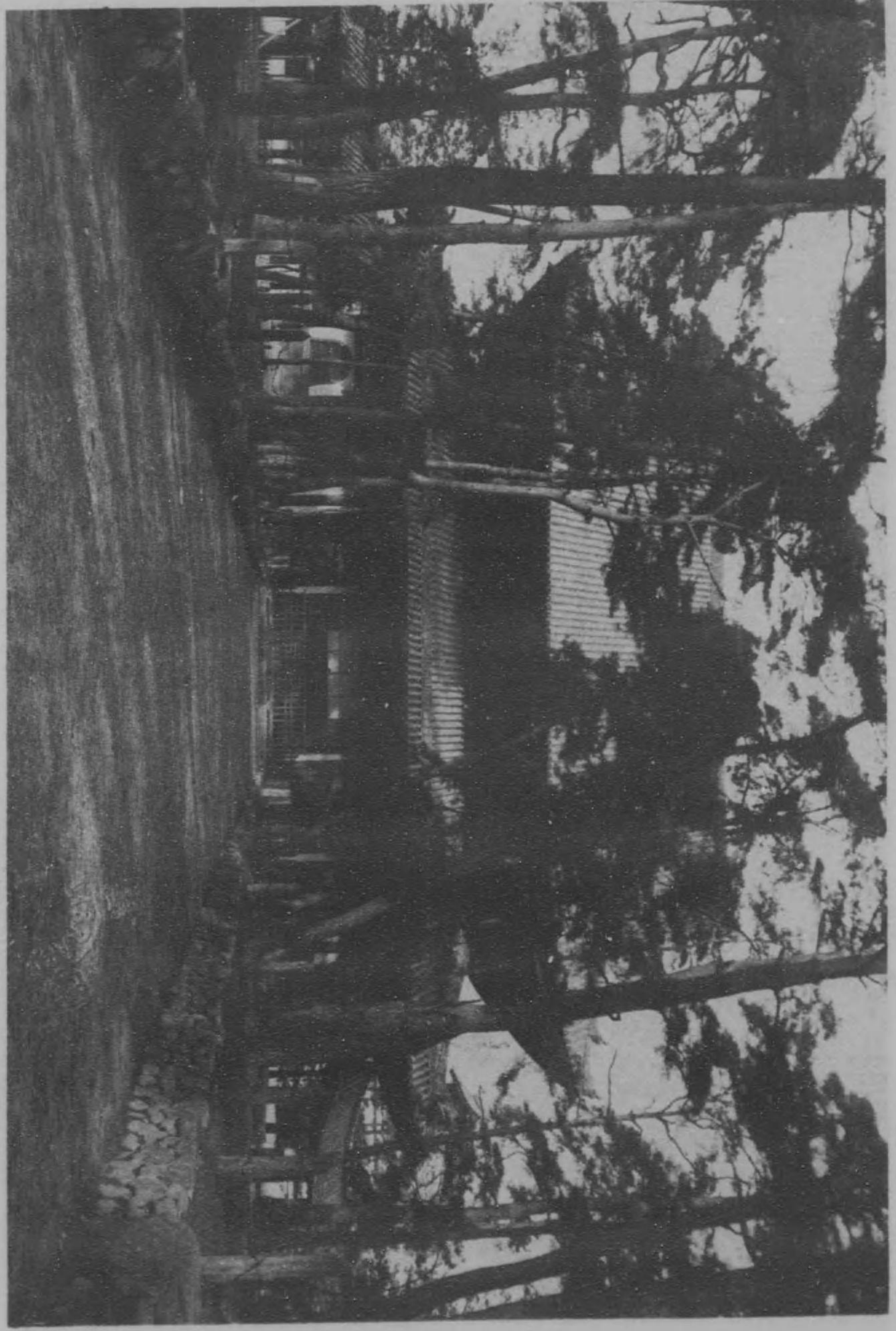
表紙の色彩は『萬年松』に因む、
其畫及び題簽は、鹿苑寺住
職放光窟伊藤敬宗師の筆、

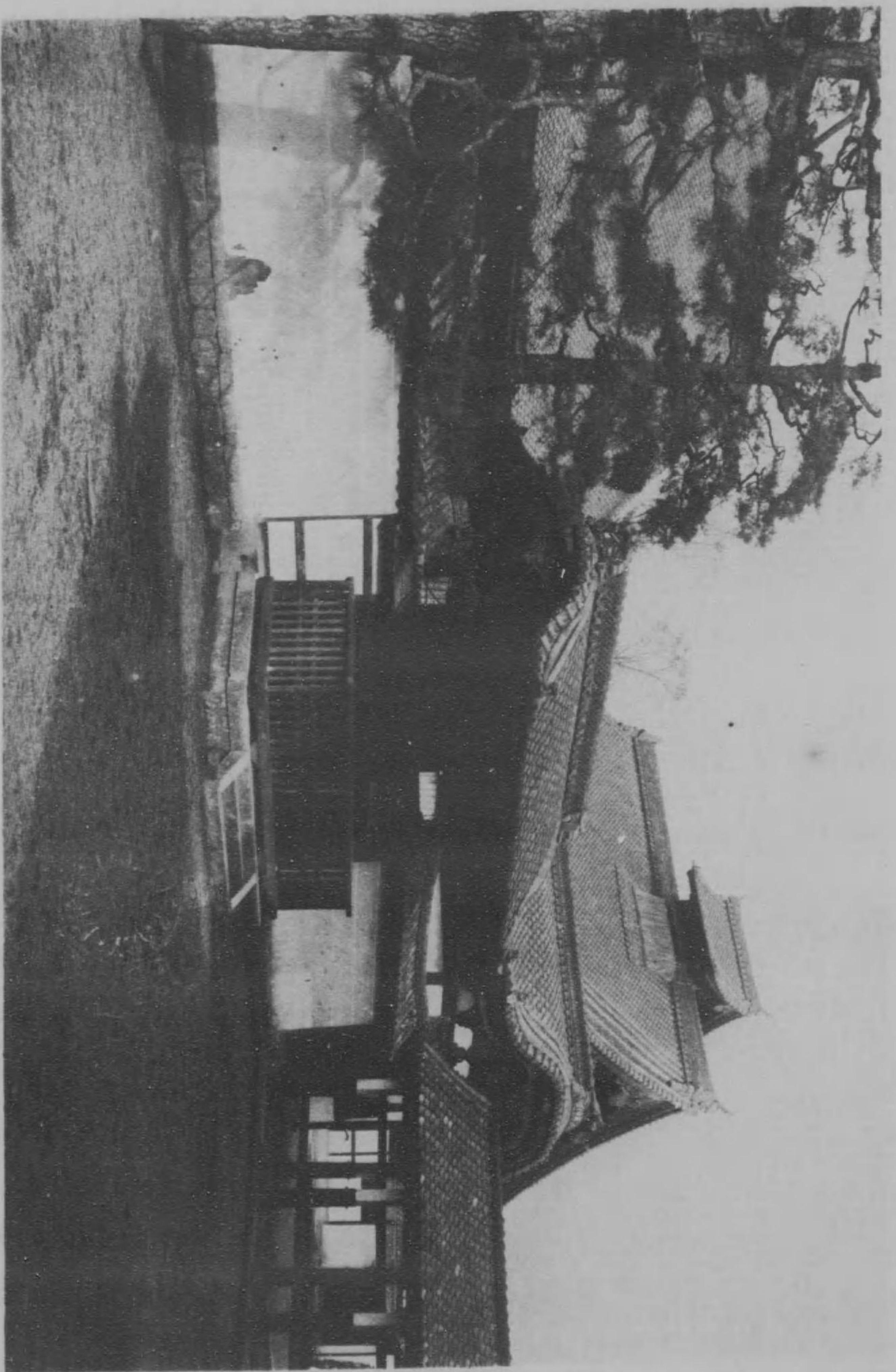
管長南苑老大師御題翰

得其貞

松柏經隆冬而不凋、
蒙霜雪而不變、可謂
得其貞矣。(荀子)

法堂 (無名堂)





方史并庫裡

393-597

目次

一	創立	一頁
二	開山七朝帝師	四頁
三	第二世特賜智覺普明國師	九頁
四	再建と其後の沿革	一五頁
五	中興と其後の沿革	二二頁
六	位置と地域	二四頁
七	境致と伽藍	二六頁
八	塔頭子院	三八頁
九	後水尾上皇特殊の御由緒	五九頁
一〇	鹿苑、蔭涼の僧録職	六三頁
一一	碩學と朝鮮修文職	六六頁

大正
18. 1. 31
内交

一二	當山特得の梵唄と著名の法要	六八頁
一三	當山の法脈略譜	七四頁
一四	當山の住持位次	七七頁
一五	足利歴代將軍の法號	七九頁
一六	御陵墓と碩匠名家の墳墓	八一頁
一七	傳來の重寶	八五頁

目次終

小相國寺 萬年の翠

一 創立

花の御所を營み、金閣を造つて、一世の驕奢を恣にし、且つ天下の權勢を隻手に握り、薨後太上天皇の尊號を賜つた(世子義持は恐懼拜辭したが)足利三代將軍太政大臣鹿苑院義滿公も、大宗師の前には、極めて敬虔であり然も眞摯であつた。公は曾て普明國師の爲に手づから其鞋襪を捧げ、又相國寺僧堂に入つて蚊軍の襲撃を物ともせず、衆僧と共に、三更より曉鐘に至る迄坐禪した程の熱誠な求道家であつた。さうした禪的讚仰の純眞な精神の發現が、即ち我が相國寺の創立であつた。

初め公は、道心堅固の僧侶五十員乃至百員を選んで止住せしめ、自己もまた何時となく道服を着けて寺に入り、衆僧と共に道を修めんとするの考へから、室町

邸の附近に一小禪苑を造らんとした。其由を僧録普明國師や義堂和尚に相談すると、二師は「從來開かれた禪苑として建長、圓覺、南禪、天龍の如きは、千人以上の僧衆を安んずべく規模宏大である、佛法は多子なし、長久に人を得難しと古人の垂示もあれば、公が折角の發願ならば、佛種紹隆の爲に宜しく大叢林を建てられよ」と勸告した。公はそれに動かされ、終に大伽藍を創立すべく決心した。それは永徳二年の九月から十月に掛けての出來事であつた。

十月三日、公は新寺創立の事を奏請して勅許を仰ぎ、嚴命の下に神速に工事に着手し、天下の諸侯に課して工役に服せしめた。公は親ら工事を監督し、且つ大佛殿の基礎工事には、龜山法皇が南禪寺佛殿勅建の芳躅を攀ぢ、又た尊氏が天龍寺佛殿建立の先例に依り、義堂和尚と相肩して土を搬んだ。其月二十九日、法堂の上棟と佛殿の立柱とが兼て行はれた。

同三年十二月十三日、普明國師が新任持として入寺せられ、其二十五日、公は寺領を定めて寄進狀を與へた。

寄進相國寺、河内國玉櫛庄之事、右攝政家任被二申請、所令寄進也、早可レ被二沙汰一之狀如レ件。永徳三年十月廿五日、左大臣右近衛大將 源御判。

至徳元年、大佛殿落成した。乃で山號を『萬年山』と定め、寺號を『相國承天禪寺』と定めた。萬年は、皇祚武運共に萬年の祝禱の意に取り、相國承天は、宰相義滿が天旨を承けて創立したといふ意に取つたのである。

二年十一月二十日 佛殿の本尊釋迦、文殊、普賢三尊佛の安座開眼のため、千僧を集めて大法會が営まれ、翌年寺格が定まつた。其教書に
相國寺座位事、可レ爲二五山第二之狀、如件

至徳三年七月十日 左大臣 御判

普明國師 禪室

十月、明國師は法燈を常光國師に傳へて退職、嘉慶二年八月十三日、示寂せられた。

明徳三年八月二十八日、奉勅慶讚の大法會が行はれた。其事は、菅原秀長卿筆

録の『相國寺供養記』に詳である。

永徳二年の創業以來、正に十箇年の星霜を費して、諸堂伽藍塔頭寮舍等、凡そ叢林に闕く可らざる建造物は悉く完備し、大に壯麗の美觀を呈したのであつた。

二 開山七朝帝師

新寺創立と同時に、當然起るべき問題は、開山始祖の件でなければならなかつた。義満公は素より普明國師を渴仰してゐた。

恰も國師は、永徳三年十月朔日、天龍寺の住持を退き、塔頭金剛院に居られた。

公は親しく金剛院に駕を枉げ、辭を盡して新寺開山に懇請した、謙讓の徳深き國師は、固辭して敢て自ら當り給はず、時の名匠兩三輩を列擧せられたが、公の意を満たすには、孰れも無資格であつた。國師は已むを得ず

『然らば先師七朝帝師を追請して、開山始祖と爲し給はゞ、予は敢て住持の事を掌ごらん……』

この析衷説を出されて、それに決定した。乃で同年十二月十三日、七朝帝師夢窓國師を追請して開山の儀を表し奉り、資壽院(後に崇壽院と改む)を建立して開山祖塔と定めた。

謹んで御傳記を按ずるに、七朝帝師初の諱は智霍、後ち疎石と改め、夢窓と號し給ふ、伊勢の源氏佐々木氏の出である、九歳にして出家遊ばされ、二十歳にして御行脚、諸方の名宿を叩いて苦修精鍊を積ませられ、最後に佛國國師の正脈を嗣がせられたのである。爾來嶺雲澗月を友として、専ら聖體長養あらせられたが、麁の在る所は香氣自然に高く、御盛徳は忽ち雲の上に達し、正中二年、畏くも後醍醐天皇のお召に依つて參内、錦のお茵を賜ふて、天顏に咫尺し奉り、御前の説法は深く叡感に叶ひ、勅を奉じて南禪寺に住持あらせられた。嘉暦元年八月、伊勢の善應寺を開き、九月、鎌倉に南芳庵を創め、翌年二月、北條氏の請に應じて淨智寺に住し、八月、錦屏山に入つて瑞泉寺を建て、元徳元年、圓覺寺に住し、二年、甲斐の惠林寺を御創立になつた。

元弘三年八月、勅して都督大王の仙跡を革めて臨川寺と爲し給ひ、國師を召して開山と定めさせられ、且つ特に『夢意國師』の徽號を賜はつた。

建武元年九月、天皇は又た宮中に請じて衣盃を受けさせ給ひ、十月、南禪寺に再住を仰付られた。曆應二年四月、攝津守藤原親秀の請に應じて、行基菩薩の舊跡西方教院を革めて禪刹と爲し、西芳寺と改稱して其中興開山と爲らせられた。

同年八月十六日、後醍醐天皇は芳野の行宮にて崩御あらせられた。足利尊氏は國師の御勸説に依り、天皇に對し奉る懺謝の真心から、せめて御冥福を資け奉らんとて、光嚴上皇に奏請し、龜山離宮を革めて天龍寺を開創し、國師を開山と崇めた。

國師は、貞和二年十一月二十六日、光明天皇より正覺國師と、觀應二年八月十五日、光嚴天皇より心宗國師と孰れも徽號を賜はり、其八月、臨川寺の三會院に在して微しく御不例に亘らせられたが、九月晦日、塵世の御壽七十七にして終に御入滅あらせられた。門人等は御遺命に依り、三會院の塔所に瘞め奉つた。

國師の御輪下には、常に千人以上の雲水が御鞭策を仰いでゐたが、其中に於て道統を承嗣いだ俊傑は、無極志玄、清溪通徹、龍湫妙澤、春屋妙葩、義堂周信、無求周仲、絶海中津、不遷法序、古劍妙快、觀中中諦、碧潭周皎等五十餘人であつた。

又た僧尼の得度を蒙つた者四千餘人、其他上御一人より、相將公郷士庶人を通じて弟子の數に備はる者は、慈濟院江月の筆錄に據れば、妙を以て名に配する者八十八人、周を以て名に配する者七百九十人、道、遍、普、昌、中、梵、等の附く者二千九百八十人、律僧二十七人、教僧四百七十八人、比丘尼一千五百六十五人、優婆塞三千人、優婆夷二千百九人、都合自筆名簿分一萬一千五十五人、觀應二年仲秋二十四日、於三會院南詢軒授衣分、四部弟子二千九十九人、總計一萬三千百四十五員——といふ莫大な數字を示してゐる。

國師御入滅の後、更に後光嚴天皇より、延文三年九月六日普濟と、後圓融天皇より、應安五年九月二十九日玄猷と、後花園天皇より、寶徳三年八月二十七日佛

統と、後土御門天皇より、文明三年十月二十七日大圓と孰れも諡號を賜はり、具さに夢窓正覺心宗普濟玄猷佛統大圓國師と稱へ奉り、七朝の御賜號なるが故に七朝帝師とも稱へ奉るのである。

尙ほ國師の御一代は九朝に亘らせられ、其御開創の名藍大刹は、京都の天龍寺臨川寺、土佐の吸江庵、鎌倉の瑞泉寺、伊勢の善應寺、甲斐の慧林寺、播磨の瑞光寺、阿波の補陀寺——の八箇所を重なるものとして、國師の塔銘に普明國師は『八處開山』と記されたが、まだ其他に京都の常在光寺、等持寺、眞如寺、甲斐の淨居寺杯があり、又た勤請地としては、當山を始め、大光明寺、林光院、鹿苑寺、慈照寺杯摺指に違がない。

尙又尊氏が日本六十餘州の國毎に安國寺と利生塔とを建てたのは、國師の御勸諭に基いたもので、其事は國師の『夢中問答』にも明かである。

其他詳細の御事蹟は、先年刊行の『臨濟正宗七派の眞源』に謹録した。

三 第二世特賜智覺普明國師

事實上當山の開山と爲らせらるべき偉大なる道徳を有たせ給ひ、且つ義滿相公の懇請あるにも拘はらず、謙讓の御徳彌深く、先師七朝帝師を推戴遊ばされ、自ら抑損して第二世の位に降り給ふ特賜智覺普明國師は、何といふ床しい御心根であらう。

國師諱は妙葩、春屋と號す、其居を扁して芥室と曰ひ、又た自ら不輕子と稱せられた。甲斐の産にして俗姓は平氏、母は源氏、嘗て觀音大士に祈願を籠め、或る夜雷を呑むと夢み、妊娠した。或る相者が妊婦を觀て『此の胎兒は、後世必ず天下に雷名を轟かすであらう』と曰つた。

應長元年十二月二十二日を以て御誕生あらせられた、七朝帝師とは、俗姓の御血系續きであつた。

國師三歳の時、母君に伴れられて、師祖七朝帝師に州の淨居寺に參謁せられた

師祖は一見して『此の兒は俗中の物でない、早く良師を擇んで出家せしめよ』と母君に御勸告があつた、そして師祖は、試に般若心經を口授し給ふに、聲に應じて記取せられた、師祖は賞嘆して『三歳の小兒にして斯くあるからは、後世測る可からざるものがある、宜しく大切に保育を加へよ』とのお詞があつた。

文保元年、師祖は濃州の虎溪山に隱棲あらせられた、父母は國師を虎溪山に送つて師祖の侍童とした、師祖は毎日法華經一卷宛を課授せられたが、國師は授かるに隨つて誦み得られた、人皆な神童と稱した。

元應元年、師祖が泊船庵に徙られると、國師もまた隨行せられた、元亨二年、甲州に歸り、滿翁和尚に就て儒典を學ばれたのは十一歳の時であつたが、枯木を燃して燈火に換へ、痛く勉學にいそまれた、其苦學振りには逆も十一の少年の所作とは思はれなかつた。正中二年、師祖は勅命を奉じて御入洛の途次、虎溪に暫時御滯留であつたが、國師は追跡して虎溪に詣り、遂に師祖を拜して落髮受戒せられたのであつた。

其翌嘉曆元年、國師は默翁妙誠と共に上洛し、南禪寺に掛錫して、師祖の室に入り、初めて參禪の第一歩を踏出されたのが十五歳の時であつた。其後淨智寺に瑞泉寺に、泊船庵に、天龍寺に、凡そ師祖の象駕には必ず隨侍し、專一に已事を究明せられた、其間建武元年、元國より來朝の竺仙禪師が、師祖の後を襲いで淨智寺に開堂の時、國師は書狀の侍者を勤めてゐられたが、多數の雲水は元語に通じないので誰一人として問答に出る者がなかつた、國師は其狀況を觀て徐に位を離れ、巧に元語を操つて宗要を質問し、大に一衆を驚嘆せしめられた。

貞和元年、天龍寺の雲居庵に在つて、萬事を擲ち、刻苦精鍊、長坐不臥の狀態を續けられたが、或る日圓覺經を看て『居一切時不起妄念』の語に至り、忽然大悟——二偈を作つて師祖に所見を呈し、遂に印可を受けられた。時に國師の年三十六であつた。

觀應二年、師祖は示滅あらせられた。

康安元年十月、臨川寺は火災に罹つた、幕府は、當時雲居庵に居られた國師に

出盧を求めたが、斷へて出世の念なき國師は、堅く辭せられたが、再三再四の幕命道れ難く、十一月臨川寺に御入寺あらせられ、直に再建に着手し、并年ならずして舊觀に復することができた。

貞治元年、後光嚴天皇は、特に國師を召して衣盃を受けさせ給ひ、國師號宣下の思召かあつたが、國師は自ら拜辭し、佛光、佛國の二祖に賜號を奏請の結果として、佛光に圓滿常照と、佛國に應供廣濟と孰れも諡號を賜はつた、翌年七月、光嚴上皇の院旨を奉じて伏見の大明寺に住し、國母光儀門院七周御忌の法要を虔修し、其説法の筵には、上皇の臨御を辱ふした。同年十一月、幕府の鈞命に依り、天龍寺に視篆せられた。

應安二年、南禪寺は山門の新築に際し、延曆寺と所領地界の件に就き争議を起した、國師は幕府の管領細川頼之に建議する所があつたが、頼之は委々として裁斷し得なかつた、同四年、幕府は南禪寺の舊規を復興すべく、頼之親ら公帖を齎らして、再三國師に入寺を切請したが國師は斷じて御點頭がなかつた、頼之は

憤々として辭し去つた。

其十月、國師は丹後雲門寺に退隱し、常に風月を友としてゐられたが、久參の英衲は續々參集した、國師は『曹溪門下不容俗談』の勝を掲げて、専ら策勵を事とせられた。其間九年、唱酬の詩偈を門人が輯めて『雲門一曲』と題した。

康暦元年、幕府は使者を遣はして國師を迎へた、國師は老病を以て辭せられたが、使者の堅請已むを得ずして、閏四月上洛して雲居庵に居り、六月、勅命に依つて南禪寺に視篆せられ、短日月の間に、僧堂其他の再築が完成した。

冬、後圓融天皇は國師を内道場に請じ給ひて親しく衣盃を受けさせられ、明年正月二十六日、勅使を以て特に智覺普明國師の徽號を賜はつた、但し其詔書の日附は、康暦元年十二月二十八日である。

其以前十月十三日に義滿公は、勅旨を奉じて國師を天下僧録に任じた、是を本朝僧録の權輿とする。

其年義滿公は、嵯峨に覺雄山大福田寶幢寺を創め、國師を迎へて開山とした。

又た別に一小院を建て、開山塔と定め、鹿王院と號した。

永徳二年二月、天龍寺に再住、十月初日、金剛院に閑退、十二月十三日、相國寺に入寺せられた。嘉慶元年九月より、御不例の爲め鹿王院に御静養あらせられたが、二年八月十二日の夜、侍僧を顧みさせられ『吾れ世縁已に盡きたり、汝等と永訣せん』とのお詞があつて、筆墨を召され

『幻生七十有餘年、了却先師未了縁、一國黄金收拾去、古帆高掛合同船』の一偈を遺して十三日、天明に至り、怡然として御入定あらせられた。世壽七十八、僧臘六十四にてあらせられた。

御遺骸を鹿王院に瘞め奉り、平生剪る所の爪髪を三分して、南禪の龍華院、相國の大智院、建長の龍興庵の三箇所に納め、何れも塔を建てた。

國師の道徳は一世を聳動し、上下の歸嚮は水の卑きに就くが如くであつた。高麗王は使を遣はして金縷の大衣を贈り、且つ工に命じて慈像を繪かしめ、齋らし歸つて瞻禮した、其使者も亦た一行二十五人皆衣盂戒法を授つた。

凡そ國師の法雨に浴した四部の弟子八千五百餘人、而して嗣法の上足は萬宗中淵、圓鑑梵相、汝霖良佐、玉腕梵芳、嚴中中噩、慶中周賀、祥菴梵雲、元容周頌、玉林昌旒、別宗周傳、無等梵興、仲安梵師、文明周篆、竺雲周曇、大幢周千、一關周玄、巨海周湛、全牛中繁、古篆周印等二十九名であつた。

國師御一代の行狀は、短幅の善く盡す所ではない、爰には僅に其一斑を謹抄するのみである。

四 再建と其後の沿革

草創功成り、始めて兜率天宮が地上に現はれてより僅に三年！、崇殿傑閣の間に、まだ新しい木の香が清鮮な空気を漂はせつゝある應永元年！、残忍な回祿君は護法善神の擁護を裏切り、忽ち魔手を伸した。其災害は、九月二十四日の夜、『直歲寮』といふ寮舎から勃發し、義満公が丹誠を籠めた堂塔伽藍も、塔頭寮舎も憐れ暴虐な大紅蓮の毒舌に一ト舐に舐盡くされたのであつた。

其時第六世絶海和尚は、既に住持を退き、洛西の等持院に居たが、當山の罹災と聞くや、早駕を飛ばして鹿苑院に駆け着けた、義満公も亦た參會した、和尚は公に向ひ

『古昔祇園精舎が罹災した時、南天竺王は大願を起して再興せられ、又た徑山が罹災の時、宋の理宗皇帝は勅命を降して更新せられた、殿下も亦た宜しく這般の芳躅を攀ちて、當山復興の大願を發せられよ』と勸説し、燎焰の渦巻く中に於て、再建の謀議を凝らした。

其結果によつて翌年二月二十四日、先づ佛殿と崇壽院との立柱ができた、そして昭堂——即ち開山の御影堂は絶海が衣資を罄して再興した。

十二年八月十七日、第十三世在中和和尚が入寺し、其幹旋の力に藉つて、方丈と藏殿とが落成した。

斯うして十四年頃迄の間に、全く舊觀に復することができた。十五年五月六日、開基鹿苑院殿義満公は薨去した。

復舊の歡喜の聲がまだ消せやらぬ十餘年の後、應永三十二年八月十四日、又もや祝融の暴威の征服に遭遇した、此時は僅に輪藏が厄を免れ、之を假法堂に充てたといふことである。

今次の復興檀越は、六代將軍義教公であつた。

應永三十二年より滿十年後の、永享七年秋漸く起工し、同八年三月、佛殿が落成して、同八日、釋迦、彌陀、彌勒の三尊佛を安置した。此の三尊佛の彫刻に就て、其標本を求むべく、台命に依つて、僧録寶山乾珍が周文(殿司?)を伴ふて建仁寺佛殿の本尊を瞻拜し、彫刻に臨んでは、三尊の眼鼻口の位地に各一刀を着け且其落成の上、家祖尊氏の遺髮二莖を彌陀の、一莖を彌勒の各髻中に納めたといふことである。(蔭涼日録)

同十三年十二月五日、山門の慶讚會が行はれた、閣上に安置すべき十六羅漢は時の高僧十一名に各一體の彫刻料拾五貫宛を出資せしめ、殘餘の五體は義教之を出資した、そして本尊觀音大士の脇立月蓋長者と善財童子との彫刻に就ては、

又た周文が佛師を伴れて奈良の東大寺へ標本を物色に往たといふことである。(同)
八代將軍義政公が鈞軸を乗るに及んで長祿二年二月十三日、仙巖澄安を再建奉
行とし、徐岡、春溪、順溪の三人を評定衆として、再建事業を進行せしめた。
斯くて文正元年に至り、工事は全く完成した。
所が其翌年に彼の應仁の戦亂が勃發した。

豫て義政の繼嗣問題を中心として、旁ら山名持豊が細川勝元に對する積年の私
憤上互に相反目し、兩者兵を起して京都の東西に陣を構へ、應仁元年五月二十
五日、兩軍は遂に戦端を開いた。

當寺は東軍の根據地と爲つたがため、十月三日卯の刻、西軍の襲撃に遭ひ、庫
裡より出火して、七堂伽藍を始め、東部の各院及び鹿苑院は、一時に灰燼と爲り
翌四日の午の刻には、西部の諸院雲頂院より大徳院——今の慈照院迄悉く慘害に
懼つたのである。

文明五年、兩軍の巨魁山名持豊、細川勝元の二人が相前後して歿した事によつ

て、兩軍の旗色は次第に衰へて來た。斯くて同十年、西軍の投降によつて、さし
もの大亂は竟に終熄を告げた、此間十一年の久しき、京都全市は全く兵馬の蹂躪
に委ねたのであつた。

戦亂の際、横川、桃源、景徐杯の諸名匠は相携へて江州飯高山に避難したが、
道に道心堅固の第四十一世瑞溪和尚は、既に退閑の身であつたが、斯の如き大亂
に處して少しも動せず、七十有餘の高齡に達して、猶且矍鑠壯者を凌ぐの概があ
り、専ら法道興隆を念と爲し、旁ら文學を鼓吹して、後進を策勵せられた、義政
も亦た是等の碩徳を集めて叢林の復舊を圖り、先づ瑞溪を僧録に任じた、師が僧
録たること、爰に三回であつた。

同年十一月十四日、第七十二世維馨和尚が三回目の住持と爲り、其在職中に、
法堂三門鹿苑院等の再建が實現した。

延徳二年正月七日、義政薨じた。二月二十三日、其盡七日宿忌の法要に、義政
の弟義視と其子の義植とが鹿苑院へ參拜に來た時、義視の意見として、諸侯に

塔頭及び寮舎の再建各一宇宛を賦課する事や、支那へ貿易船を送つて其收益を以て伽藍を再建する事杯の説が蔭涼軒僧録龜泉集證に對して提唱せられたけれど、義視も其翌年正月薨じたがため、竟に其實現がでなかつた。其後永正五年に至り、復興事業は畧々完成した。

永正五年から恰ど四十三年目に、又候變亂を繰り返へした。即ち天文十八年、三好長慶、細川晴元の二人が隙を生じ、遂に干戈を交へた。既にして同二十年七月十三日の夜、細川軍は俄に當寺に入つて屯營した、其翌日三好軍は山崎から攻上つて来て、當寺門前の石橋を中心として相戦ひ、終に寺内に亂入して、西部の常徳院と普廣院との西門から市街へ出で、猶ほ此處でも火花を散らした、日暮に及んで先づ雲頂院を焚き、鹿苑院を焚き、普廣院を焚き、次に大智院、法住院を焚き、最後に方丈と法堂とに及んだ、其他諸堂諸院悉く燼滅した、之を天文の亂と曰ひ、又門前の石橋に於て始つたから石橋の戦とも曰ふ。同二十二年三月十八日、方丈再建の地鎮祭があつたが、其他の再建に就ては、

容易に其機運が到來せなかつた。

兎に角是で二回の火災と、さうして二回の兵燹とに脅かされたのであつた。

五 中興と其後の沿革

天正十二年二月十五日、第九十二世西笑和尚は入寺せられた。西笑諱は承兌世に免長老と稱せられ、尤も學識に秀で、豊臣秀吉、徳川家康の知遇を受け、重に秀吉の帷幄に參與して、専ら外交文書を掌つてゐた。慶長元年九月朔日から三日にかけて、秀吉が伏見城に於て明國の使者二名を延見し、其封冊を受くるに際し、長老は之が宣讀役であつた、彼是の中間に立つて頗る技巧を弄した小西行長は、長老に云云したが、長老はそんな私囑を顧みず、列候諸將は綺羅星の如くに居並び、二名の明使は遙か下座に平伏しつゝある繪巻物の中に、長老は秀吉の側近く坐を占め、聲も朗らかに『爾を封じて日本國王と爲す』と率直に宣讀して、忽ち秀吉の赫怒を喚起し、續いて征韓後軍を動さしめた國史上知名の傑僧

である。

長老の住持たりし時、豊臣秀頼の發願——否、寧ろ家康の徳愆に依り、米一萬五千石を寄附して法堂を再建し、慶長十年十月八日、慶讃式を擧げた、恰も第三世常光國師二百年遠忌正當の年であつた。即ち今の法堂がそれである。

同十四年、家康は三門を建立した。是は慶長七年備前の城主、金吾中納言小早川秀秋が卒して、翠年池田輝政が封を移された、其時小早川氏の殘米二萬石を、輝政が一時家康に借用した、其償還米全部を寄附して工費に充てたのである。慶長十一年二月起工、同十四年四月三日、慶讃式を擧げた。

長老時代に復興の伽藍は此二字であるが、別に鹿苑院を再興し、又た開山塔の再興準備として銀百枚を寄納し、塔頭子院も亦た分に應じて之に寄附した。

長老は又た輜地を整理し、及び豪族に掠奪せられた莊園をも回收し、初めて復興の實を擧げた、是に於て西笑兌長老を中興とする。

其後元和六年二月晦日、西街の新町邊より出火して、方丈、開山塔、鹿苑院、

蔭涼軒、常在光寺、圓光寺、大光明寺、瑞春軒、久昌軒、雲泉軒、德溪軒、桂芳軒、卜隱軒、養源軒の二堂、十三院は類焼した。

後水尾上皇の聖慮に依て、方丈、寶塔、開山塔の再現した事實は各其本條に述べることにする。

爾來僅少の興廢はあつたが、要するに百數十年間は、無事に經過し來つた、所が此次に突發する慘禍は、即ち天明の大火である。

天明八年正月二十九日の夜、下京宮川町から出火し、折柄の強風に煽られて川西に移り、それより西に南に又た北に、風のまに／＼四方に延焼して、翌晦日中には、全市燼滅の慘狀を呈した。

二月朔日、市街に最も接近した鹿苑院に、いの一に飛火し、見る／＼間に總門、三門、方丈、庫裡、開山塔、寶塔、毘沙門堂、鐘樓、并に塔頭子院二十一箇所は、悉く紅蓮の包圍に陥つた、其時奇蹟にも類災を免れたものは法堂、浴室、法住院、光源院、林光院、大智院、慧林院、慈照院、富春軒、巢松軒、雲泉軒の

二字九箇院のみであつた。

其後の興隆は各其本條に述べることにする。

明治維新の後、伽藍には更に何等の異動はないが、疆地とさうして塔頭子院とは、時代の制度と、財政の關係上、到底舊時の状態に膠柱することを許さなかつた、故に或は廢或は興、五十餘年來、幾多の變遷を餘儀なくした。

六 位置と地域

現在の位置は今出川通烏丸東——皇宮今出川御門の北に在る。

此の地はもと傳教大師開創の出雲寺——一名小山寺と、源空上人の神宮寺——後の百萬遍智恩寺との舊蹟に跨つたものである。

創立當時の總門は室町一條に在つて（室町邸の總門と兼用であつたといふ傳説もある）寛正四年の頃には猶且一條に在つた、『蔭涼日録』同年の記事の

『正月廿二日、相公以飯尾左衛門大夫、命于盛都開當寺法界門再興并馬場可

裁松云云、四月十日、法界門東邊、一條面、可被返下于寺家之命又有之……』を以て證明ができる。

それで地域は一條を以て南の基準とすることが出来る。そして北は御靈の森、東は寺町、西は大宮に亘り、二十町四方を領有してゐたといふことである。其面積を假りに現今の尺度に據り計算すれば、百四十四萬坪となる譯である。

現在境内東街の『塔の段』は七層寶塔所在の舊址といひ、『毘沙門町』は毘沙門堂所在の舊址といひ、西街『風呂の圖子町』は浴室所在の舊址といふ。

當山中興以後、天和二年七月の調書には、東西四町、南北六町とある。

現在の坪數は、官有地第四種に屬する境内地と、さうして寺有地とを併せて約十萬坪、之を假りに正方形の地面とすれば、其周圍一里四十間と爲る、此内約三萬坪は、天明の火後、復興のできなかつた寺院や、明治維新後に廢合した寺院杯の舊址で、明治五年、上地所分のものを、同三十四年、縁故特賣を受けて、寺有に屬したものである。

此外土地の後、既に第三者の所有に歸した地所がある、それは同志社敷地の大部分である。

三

文久二年九月、幕末の國家多事の秋に際し、薩藩が京邸設置の必要のため、相當の契約の下に、境内地の幾分と、さうして寺有に屬する鹿苑院門前五丁町と稱する住宅地——此内には、石橋町と稱する彼の石橋合戦の舊跡も含まれる——を併せて六千九百四十六坪を該藩に貸與した、所で大政復古、廢藩置縣と爲つて、薩藩は京邸を廢するに際し、借地全部を二、三回に亘り、當山へ還附した、然るに法律が不備であつたのと、官憲の壓迫が熾烈であつた當時の状態として、當山は當然受領すべき權利を有しながら、敢て一指をも加へ得ずして、無意味に上地して了つたことは、實に千秋の遺憾とせねばならぬ。

七 境致ご伽藍

一 祝釐堂

輪藏を謂ふ。創立の年月不詳、應永十二年再建、應仁の亂に焼失、現今其舊址は不詳。

護國廟

鎮守堂を謂ふ。祭神は八幡宮。創立當時は今の烏丸今出川の北に在つて、御所八幡町は其舊址といふ。創立の時、義満公が男山神廟から神馭を奉迎したもので、其時沿道に悉く白布を敷詰たといふ事である。

應永三十二年の火後、永享三年十二月二十四日、義教が再び男山から奉迎したのである。天文の兵燹以後、蓮池の西に廟宇を遷徙したが、明治初年神佛混淆の禁令の下に、神廟を廢し、神體を法堂に奉遷した。義満公筆蹟の『護國廟』の古額面が現存する。

圓通閣

三門を謂ふ。至徳二年創立、應永二年災、同十四年再造、同三十二年災、永享十三年三造、應仁元年兵燹に罹る。慶長十一年、徳川家康四造して同

十四年落成、其棟梁に家康親ら『源家之武運與三山門長久矣』の十一字を記識した。天明八年の火災に其十一字の部分に奇蹟にも焼残つて現存する。其第五造に就ては、同年三月、家康の縁故を辿り、幕府に向つて第一回の請願を試み、爾來文化十四年四月迄の間に、直接に六回、間接に二、三回嘆願的折衝に努めたが、結局不成功に終つて、現今は此の伽藍を闕き、唯其基礎のみを存する。

大寶塔

應永二年、義満公が先考寶篋院殿三十三回忌の追善と、さうして自己が執政以來の戦死者追弔とを兼ねて創建し、六月十五日慶讃したのであるが、文明二年十月三日、不幸にして雷火に罹つた、七層の大塔、高さ三百六十尺——といふ事である。承應二年、後水尾上皇の院旨に依り、法堂西南の地に、二間半四方、高九間餘、三層の寶塔御建立、御落飾の御髮及び御齒を上層の柱心に、皇女二

方御落飾の御髮を中層の柱心に、孰れも納めさせられ『朕百年の後、宜しく山陵に準ず可し』との院宣があつて、大佛師治部卿入道康看に奉彫せしめ給ひたる大日如來を本尊として、及び御念持の佛舍利、并に宸筆の寶篋印陀羅尼一卷を孰れも又た納めさせられ、明暦二年六月十六日、慶讃勅會が行はれた。

天明八年、塔は畏多くも焼失したが、幸にも本尊を始め、御物并に御齒髮は、恙なく避難し奉つたのであつた。

安政六年、第百二十世盈冲和尚が再建を企願し、基本資金として金四百兩を寄納して、萬延元年三月十日、立柱、八月四日、本尊鎮座并に上棟、同十九日、後水尾上皇の御忌日を撰んで、落慶音樂供養を修行した、そして經藏を兼ねた、其一切大藏經は、徳川三代家光の側室にして、五代綱吉の生母桂昌院殿（名は光子、お玉の局、又は秋野の方ともいふ）の寄附に係る高麗版本に、僅少部分宋版の交つたものである。此時天明の火災に避難し奉つた本尊并に御物を奉遷

五 洪音樓
し、御齒髮其他恩賜品として從來祕襲の、上皇の御衣冠并に御輿杯を塔下に奉座した。明治三十三年、宮内省は塔を其南方の地に移し、其基址たる御齒髮等奉座の地帯を御陵に編入した。

六 功德池
鐘樓を謂ふ。嘉慶元年七月十三日、鑄鐘の事と、應永四年九月、洪鐘南都より來る事とが古記に見へる丈で、前古の興廢は不明である。天明の火災に樓は焼け、鐘も銷鑠した。寛政元年四月、古鐘を買ふて假樓に懸け、天保十四年現在の層樓を築成した。

七 天界橋
蓮池を謂ふ。往古は門前に在つた、應仁の亂に、其崩壞の事が『應仁記』に見へる。天文の亂の後、現地に改鑿したといふ事である。

蓮池に架する石橋を謂ふ。『天界』の名稱は、當寺と禁裏御所との中間に境

界線の容を作して居た所より生じたのである。此處で三好と細川とが戦つた事は既に述べたが、其附近を石橋町と稱へて、寺有宅地と爲つてゐた、天明八年大火の後、今の言葉を以て言ひ現はせば、官憲は帝都復興事業の開始と共に、其町名の廢止を當山へ提議したが、當山は其史蹟なるを以て絶対に之を拒絶した事實がある。今の橋材は、石橋合戦當時の舊石材である。

八 龍淵水

開山塔前の流水を謂ふ。同一水路であるが開山塔以外を『碧玉溝』と謂ふ。般若林

往古は學寮の名稱であつたが、中世學寮が廢せられてより、境内松林の總稱と爲つてゐる。

十 妙莊嚴域

一に『法界門』と曰ふ、總門の名稱である。創立當時は室町一條に在つたこ

とは既に述べたが、再建は文正元年三月落成し、其十日義政が始めて通行したといふ事實がある。其後延寶五年再建、天明八年焼失、寛政九年、第百十三世梅莊和尚が衣資を罄して復興せられたものが現在の建物である。以上を十境と稱へる、此の十境は、嘉吉元年二月十五日、六代將軍義教が鹿苑院へ台臨の時、蔭涼僧録季瓊眞蓋が、台命に依つて撰定したものとといふ事を報じて置く。

次に全部の伽藍と境致とを述べる。

□方丈 梁行七間、桁行十四間。

應永元年火災の後、同十二年再建、天文兵火の後、同二十二年再建、元和六年類焼の後、寛永十八年三月二十八日、後水尾上皇の舊殿の下賜を拜して再建、天明八年火災の後、文化四年再建したものが現在の建物である。室中の間、上間、聴呼の間、及び外部の杉戸一切の繪は原在中の筆、梅の間の墨梅は、當山維明和尚の筆、竹の間の墨竹は、近江の玉璘の筆である。

□法堂 梁行十三間、桁行十四間、重層入母屋造、本瓦葺。

明德二年四月十四日、創立落成、應永元年焼失、同三年再建、同三十二年焼失、永享十年四月二日三建、應仁亂の後四建のものは、天文二十年焼失、慶長十年十月八日、豊臣秀頼の發願に依つて五建落成、即ち現在の建物にして、天明の火災を免れたものである。明治四十三年八月二十九日、特別保護建造物に編入せらる。名稱は初め『雷音堂』と號し、後『無畏堂』と改稱した、今は佛殿を兼ねる、本尊釋迦如來、迦葉尊者、阿難尊者は運慶の作、仰板蟠龍の繪は、狩野光信の筆、光信は永徳の嫡子にして右京進と曰ふ。

□佛殿

至徳元年創立、同二年十一月二十日本尊安座、『覺雄寶殿』と號す、應永元年焼失、同二年六月再建、『三世如來殿』と改號す、同三十二年焼失、永享八年三月八日三建落成、應仁兵火の後は復興ができなかつた。寛永十年七月徳川家光上洛の時、五山聯合して所關伽藍の復興請願を提出した、當山は佛殿復

興の請願者であつたが、總て不成功に終つた。現今法堂前の松林間に數箇の
殘礎が點在するは、即ち其舊址である。

開山塔 昭堂二間四方、桁行十間、前殿梁行五間、桁行十間、

永徳三年創立、『資壽院』と號した、應永二年再建して『崇壽院』と改め、山中
碩徳の輪住地であつた。天文兵火の後、慶長十二年六月二十七日、西笑和尚
が白銀百枚を獻納して再建資金に充て、塔頭各院よりも應分の貲財を醸出し
た。正保二年、心華院清蔭の母——戸田藤兵衛の室某(法名、香雲院殿)の發願
に依り、獨力にて昭堂を再建した。

寛文六年、後水尾上皇御建立、皇子穩仁親王の台像を御安置あらせられた。
其事實は別に謹記する。——其時山中の耆老鳳林、覺雲、春葩の三人に宣し
て、塔號を各二案宛撰出せしめ給ひ、鳳林が提奏の二案中、『圓明』を御採用
あらせられ、直に勅額を賜はつた、是より『圓明塔』と號するのである。天明
三年二月十六日、前苑の修理に際し、塔頭各院より各々樹石を獻納した、今

の苑中の樹石は即ちそれである。同八年の火後、寛政十一年十二月二十五日
梅莊和尚が恭禮門院舊殿の下賜を拜願して、享和二年十一月十一日、其下賜
を受け、文化四年、方丈及び庫裡と同時に再建したものが現在の建造物であ
る。戸襖並に杉戸兩面の繪は、全部圓山應舉の筆である。

庫裡 梁行七間、桁行十二間

香積院と號す。古記には、應仁の亂に第一に庫裡に放火した事と、正保二年
に再建して、翌年正月五日、韋駄天を遷座した事と、二事の外記事が見へぬ
天明の火後、文化四年に再建のものが現在の建物である。

僧堂 梁行六間、桁行十間

選佛場と號し、禪堂と通稱す、現今、僧堂とは禪堂と常住——即ち禪堂に對
する庫裡を一括した名稱と爲つてゐる。

嘉曆二年創立、永享八年再建、應仁亂後の舊址は詳でない。文化七年、光
源院拙菴和尚が先代維明和尚の遺志を續いで再建を企て、文政元年九月落成

同三年四月、鎌倉圓覺寺の大用國師——誠拙和尚を請待して開單式を行ふた拙菴和尚は、大用國師の法嗣にして、其門下から大拙和尚が現はれた、そして大拙和尚の辛辣な棒喝の下から、明治の傑師と謂はれた越溪、獨園の二大碩匠を打出し、又た二大碩匠は無数の英髦を出して、今猶盛んに宗風を天下に宣揚しつゝある。要するに此の建造物は本宗最高の教育機關である。

□浴室 梁行五間、桁行六間、
 往古の興廢は不明である。現在の建造物は、慶長初年に、圓光寺閑室元信が自費を投じて再建する所にして、天明の火災に厄を免れたものである。

□御幸門 明キ二間半
 興廢事蹟全く不詳。

□萬年松
 法堂の西北角に在り、始植の年代不詳、約七百年以上を経た老木にして、當山創立以前のものならんと云ふことである。

□鶯宿梅 一名軒の紅梅、林光院に在り、

『勅ならばいともかしこし鶯の宿はど、はゞいにこたゑん』
 紀貫之の女の和歌と其記事とは『大鏡』に見はる國史上顯著な詩話であることは、小學兒童迄も周知の所である、そして鶯宿梅は、即ち其詩話の主人公である。貫之の邸は西の京に在つて、梅は其邸内の物であつた、應永年間義満公が愛子義嗣の爲に林光院を其舊址に創立する時、梅は疆内に取圍まれた、同院は、應仁亂の後、洛中二條等持寺の側に移され、元龜、天正の頃、再び相國寺へ移された、寺の移轉毎に、鶯宿梅もまた附隨者たることを免れなかつた。霜雪一千有餘年、其幹は幾回か枯死し、其草生が成長しては、遞傳的に名木の面目を維持して來たのである。殊に近代は、著しく憔悴の度を進め、著花は極めて僅少であるが、其花は純白重瓣にして、花唇に淡紅を點じ、秘馥たる濃香は、尋常の梅花に求むることのできぬ風韻を存し、所謂の仙品とでも謂ふ可き名木である。

□法然水

當寺創立以前の神宮寺時代に、法然上人が此所に住して、常に關伽水を汲用した井である。元と松鷗菴の地域に在つたが、今は寺有地帯に屬する。

八塔頭子院

初めに『塔頭』に就て少しく説明せねばならぬ。

塔頭とは無着禪師の『象器箋』に『祖師の塔所なり』とあつて、臨濟錄に『師、達磨の塔頭に到る……』と見へる如く、本來は宗祖達磨大師の塔所に限られたものであつた。我國に於ては、往古は本山の開山始祖及び歴代住持中碩徳の師の塔所を謂ふのである、又た塔頭の『頭』を『圖書頭』『内匠頭』杯の『頭』と同じく『司』の意に取つて『塔守』と解釋するのである。

金地院の傳長老が其『本光國師日記』に『塔頭とは塔の頭に在る寺……』と説明してゐるのは謬見である、殊に近代は寺中を聯想して『塔中』と書くが如きは誤謬も

亦た甚しい。

さて當山に在つては、次に列記する十四箇院を塔頭と稱へ、其他を寮舎と稱へるのである、併し近代は子院總てを塔頭と稱へる。子院とは本寺に依附する者を謂ふ。

一、鹿苑院

舊本尊釋迦如來。當院は相國寺の創立に先たつこと五年の康曆二年に創建せられた、初め安聖院と號し、永徳三年七月鹿苑院と改號し、其二十日、絶海和尚を迎へて二世の僧録職に任じ、且つ當院最初の住持とした、其入院の時、義滿公は道服に袈裟を着け、僧鞋を履いて、傘持一人のみを伴れ、雨を冒して參會したといふ事である。康應元年十月、佛殿を創建し、應永五年六月、三層寶塔を慶讚した。同十五年五月六日、義滿公薨じ、當院を影堂と定めた。

絶海和尚の入院以來、當院は僧録所と爲り、後又蔭涼軒が建つた、同軒は天

文兵火の後再建ができなかつた。天明火災の後、當院は復興事業の第一着手として、罹災を免れた富春軒の客殿を移して再建した、此の建物は、織田有樂齋長益の舊邸の一字を所叔和尚が寄附を受けたものであつた。當院は特殊の歴史を有する塔頭なるに拘はらず、明治初年の誤つた政策の爲に、同六年一月廢毀したことは、誠に痛惜の極である。

二、崇壽院

前章の開山塔の部に於て既に述べた。

三、大智院

舊本尊文殊菩薩。第二世智覺普明國師、嘉慶二年八月十三日、嵯峨鹿王院に於て示寂、御爪髪を三分して、其一分を奉瘞した塔所が即ち當院である、延徳三年正月七日、義政の弟大納言義視薨じ、大智院殿と號して、當院を其影堂と定めた。

近古安永九年、派中光源院維明和尚、再建を企願し、天明七年二月十三日、

近衛家より閑院宮妃文君の舊殿四字、門一字、土藏一字の寄附を受け、之を移して再建した、天明の大火には災害を免れた。文政元年、拙菴和尚が僧堂再興の時、大智塔所も俱に再興し、大智院と僧堂と同じく興隆すべく計畫した、然し天明七年の建造物は、漸次廢頽し現今は僅に其一兩字が餘喘を保つのみである。寺號は、明治初年に廢絶した。

四、常德院

舊本尊普賢菩薩、第三世佛日常光國師の禪室であつた、應永十四年正月十六日、國師は嵯峨の慈濟院に在つて示寂、佛慈禪師の塔側に定した、そして當山は當院を以て塔所とする。長享三年義尚薨じ、常德院殿と號し當院を影堂と定めた。中古寛文四年五月朔日失火、其後再建せず、寺號のみ存したれども、明治初年寺號も亦た廢絶し、現今は大光明寺を常光國師の塔所とする

五、雲頂院

第四世大清和尚の塔所である。初め義滿公が一山派雪村の法嗣大清和尚を當

山の住持として迎請する時、公は其禪室として創設したのである、師は嘉慶二年七月二十二日入寺、明徳二年六月十九日示寂。院宇は天文兵火の後、寮舎の瑞春軒に合併し其或る一部分を雲頂院と稱へてゐた。

六、玉龍庵

本尊釋迦如來。第五世雲溪和尚の塔所である。師は大清和尚の法弟にして同じく雪村下の尊宿である。院宇は、雲頂院と同一の事由の下に義満公の創建である。師は嘉慶二年十一月八日入寺、明徳二年十一月十四日示寂。後世白隠下東嶺和尚の法を嗣いだ天真和尚といふ碩匠が現はれた、師は山門の爲に貢獻する所僅少でなかつた、殊に天明大火の際、本山の幹事として在任中であつたが、開山塔から法堂に通ずる廊下を、焰々たる猛火が今將に毒舌を觸れんとする一刹那、恰も東福寺の使僧某と、鹿苑寺の使僧洪崖と、其他來合せた一、二人との助力を藉り、決死の覺悟を以て廊下の破壊に成功した、此の吃緊の活動の爲に、法堂は幸に無難を得たのである。其後又た自坊

の再建に盡瘁し、苦神慘憺其資金を積立てた、其力に依り、繼嗣者に至り遂に再建事業を完成した。

七、勝定院

第六世特諡廣照淨印翊聖國師絶海和尚の禪室である。師は應永十二年四月五日示寂、嵯峨の招慶院に窆し當寺に於ては當院を塔所とする。正長元年正月十八日義持薨じ、勝定院殿と號して當院を影堂と定めた。天文兵火の後、寮舎雲興軒に合併し、天明大火の後、再び長得院に合併する。

八、法住院

第八世萬宗和尚の塔所にして初め廣慧院と曰ふ、永正八年義澄薨じ、法住院殿と號して當院を影堂と定め、爰に改號した。當院より、五山文學史上に才名を顯はした『半陶稿』の著者彦龍周興が現はれた。寺宇及寺號は明治七年

廢絶。

九、普廣院

本尊地藏菩薩。第九世性真圓智禪師觀中和尙の禪室にして且つ塔所である。師は七朝帝師に剃度を受け、貞治三年元國に遊び、後ち普明國師に隨つて蘊奥を竭し、七朝帝師に追嗣した、應永七年八月十一日入寺、義滿公深く敬仰し、別に地址を與へて禪室を建て乾徳院と號した、同十三年四月三日嵯峨の永泰院に在つて示寂、當院を當山に於ける塔所とする。嘉吉元年義教薨じ、普廣院殿と號し、當院を影堂と定め、因て改號した。應仁亂の後、永正七年當院第三世文林慶集が寺宇再造に際し、更に冷泉家の舊邸地を、藤原定家卿の墓所を併せて寄附を受け、大に規模を擴張した、其建造物には十餘の寮舎と昭堂、僧堂、文庫杯があり、又た築山を造り、蓮池を鑿ち結構宏麗、殆んど獨立地の觀を呈した、其時の繪圖を『普廣院封疆繪圖』と稱へ、現今國寶に編入されてゐる。

天明大火の後、文化十一年再建に着手し、僅に上棟を行ふて、工事を休止すること三十五年、嘉永元年五月に至り漸く落成した。現在の地址は鹿苑院舊址の一部で、大正九年故あつて移設したものである。

十、慧林院

第十世太岳和尙の塔所である。師は七朝帝師の上足默翁和尙の法嗣にして、應永九年三月八日入寺、同三十年九月十四日示寂。大永三年義植薨じ、慧林院殿と號し、當院を影堂とした。中世安永三年、寮舎冷香軒を再建して慧林院と稱し、天明の大火に厄を免れ、明治十四年豊光寺に合併した。

十一、慶雲院

第十二世無求和尙の塔所である。師は七朝帝師の法嗣にして、應永十一年十月二十六日入寺、同二十年十二月十八日示寂。初め義滿公曾て『壽徳庵』の三大字を書して師に與へ、『他日塔院を營めば此の號を用ひよ』とのことで、初は『壽徳院』であつた。嘉吉三年義勝薨じて、慶雲院殿と號し、栗田青蓮

院の隣地に慶雲院を建て、影堂とした、所が、寛正六年、義政が山莊の新築を意圖し、其十月八日、慶雲院へ行香の途次、東山邊に其候補地を物色しつゝ、惠雲院（今の銀閣寺の地）に往つた、然る處其山水の風致が頗る雅懐に適した、乃で當寺の壽徳院を改めて慶雲院とすれば、播州の播多郡を寺領に増加すべく、又た粟田の慶雲院を改めて惠雲院とすれば、同置鹽庄を寺領に増加すべし、——どの條件附で、寺號改移の件を、蔭涼軒龜泉集證を以て、各其主管者に交渉を遂げた。

斯くて義勝の影像を新慶雲院に移し、惠雲院の名稱を慶雲院跡に移した、そして惠雲院跡に山莊を築造したのが即ち今の銀閣寺である。

其翌文正元年七月六日、約束の如く兩者に各々寄附狀を交附し、且つ『慶雲院』の額を揮毫して同院に與へた。

天明火災の後、寛政三年再建明治五年、慈雲庵に合併する。

十二、慈照院 付梅岑軒

本尊觀世音菩薩。第十三世在中和尙の禪室であり塔所である。師は七朝帝師の上足龍湫和尙に法を嗣いで、應永十二年八月十七日入寺し、方丈及び藏殿は、師の力に憑つて再建落成したといふ、既にして天龍、南禪に歴遷し、正長元年十月七日示寂された。初め大徳院と稱へたが、延徳二年義政の影堂と爲るに就て改號した、其事は景徐周麟自筆の『大徳院改號記』に詳である。

當院が義政の影堂と定つた當時は極めて狭小な建物であつたといふ事であるが、桂宮の御由緒が生じてより以來、梅岑軒が疆内に移り、漸次擴大して終には慈照、梅岑の二院は全く一體不二の觀を呈するに至つたのである。左に建造物を列擧して各其事歴を説明する。

客殿 梁行七間、桁行九間半、

尾州侯徳川義直が、桂宮御始祖桂光院智仁親王の妃常照院殿の御遺命に依り、廣幡家の始祖にして、一時義直の養子とならせられた王子忠幸卿の追福の爲に寛文十一年建築したものである。爾來桂宮の御靈牌殿と爲し、廣幡家歴代

の台牌を陪祀する。後ち寶曆十三年、桂宮の舊殿を賜ふて擴築し、それと同時に廣幡家より玄關を改築した。

庫裏 梁行五間、桁行十間、

是はもと梅岑軒の庫裏に、寶曆十三年擴築したものである。抑も梅岑軒は、當山第八十世桃源瑞仙和尚の創立する所で、もと江州の山上に在つた、桃源は之を景徐に付囑し、而して景徐三世の法孫有節に傳はつた、有節は江州の人、市村氏、即ち桃源と遠く血系の繋がる俗縁の間柄であつて、常に同軒移來の希望を有つてゐた、恰も有節は、桂宮御家領の件に就て勤勞があり、同宮は之に酬ゆるため、豫ての希望に副ふべく、梅岑軒を慈照院疆内に移設せられたのであつた。其客殿は寛文十一年の新築の際、除却したのであるが、此の一字は爾來現今迄維持し來つた當山最古の建造物である。

讀書堂 梁行三間半、桁行六間半、

棲碧軒と號す。桂宮第二世智忠親王は、寛永六年六月以來、听叔和尚に就て

文學を御研究遊ばされたのであるが、殿宇御改築に際し、其御學問所を同九年十二月十四日、听叔に下賜せられたのである。

宸殿 梁行二間、桁行六間、

聖光殿と號す。寶永四年九月十二日、東山天皇々女光明定院薨せられ、桂宮第七世文仁親王と御連枝の御縁故を以て當院に御送葬あらせられ、其御菩提の爲として天皇の御舊殿一字を賜はつたのが是である。但し其一字を山内常在光寺と折半したのであるが、それは天明八年に燒失した。

茶室 一間半四方

願神室と號す。寛永九年、桂宮より讀書堂を拜領して建設すると同時に、听叔和尚が建築したのである。听叔茶事を嗜み、千宗旦と親昵であつた、宗旦名は元叔、又た元伯と曰ひ、咄齋又た今日庵と號す、宗淳の子にして利休の孫に當り、听叔に長すること二歳であつた、此室は宗旦の設計によつて建築し、落成の後、宗旦は屢々來つて茶讌を開いた、故に『宗旦好みの茶室』と

稱するのである。

十三、長得院

本尊釋迦如來。第十九世佛慧正續國師鄂隱和尚の禪室なり塔所であつて、初め大幢院と號した。師は絶海和尚に隨つて參究し、旁ら辭藻に富み、且つ楷書を善くした、至徳年間明國に遊び、諸山の名宿に歴參すること十餘年、歸朝の後絶海の法を嗣ぎ、等持寺を経て應永十七年當山に入寺し、又大内義弘の請に應じて周防の瑞雲寺を開き、又た阿波の寶冠寺に住し、應永二十四年、天龍寺に入寺し、九月五日退山、それより土佐の吸江庵に隱棲して、其中興と爲り、同三十二年二月十八日、同庵に於て示寂せられた。同年同月二十七日義量薨じ長得院殿と號して當院を影堂と爲し、因て改號した。現在の建物は、天明火災の後、文政三年庫裡を再建し、客殿は、天保五年舊慈受院より金百七十兩の助資によつて再建した。以上を十三塔頭と稱へる、但し現存のものは崇壽院は開山塔として伽藍に屬し

塔頭としては、玉龍庵、普廣院、慈照院、長得院の四箇院のみである。
光源院

本尊釋迦如來。第二十八世元容和尚の禪室なり塔所で、初め廣徳軒と號した師は二世普明國師に法を嗣ぎ、應永二十八年八月十二日入寺、同三十二年三月十七日示寂、永祿八年義輝の影堂と爲り、其院號によつて光源院と改號した。故の光源院は現今の寺宇の東に在つて、天明の火災を免れたのであるが明治十八年其建物を毀ち、同二十九年善應院に合併し、善應院を廢して光源院と改めた。

因みに善應院は慶長九年七月、備前侯池田輝政が先妣善應院殿を葬り、因て其香火所として創建した所である。

右を準塔頭とする。『明德供養記』に現はれた塔頭は鹿苑、資壽、大智、常徳雲頂の五箇院であるが、爾來名匠の出世によつて増殖し、更に足利歴代將軍の影堂によつて昇格し、遂に十三塔頭と定まつたのである、最後に光源院の改號昇格

に際し、『準塔頭』と品位を定めたのは、既定数の十三塔頭に追加を意味したものと想像ができる。要するに計上の十四箇院は、寮舎子院の法源地たり本院たるの權威者として、寮舎子院の上に位したものである。
大光明寺 付心華院

本尊普賢菩薩。當寺は梵王山と號し、後伏見天皇の皇后廣儀門院の御開創地である。門院は、深く宗乘を御崇信あらせられ、文和年中、伏見離宮の傍―桃山に當寺を開創し給ひ、七朝帝師を開山と定めさせられた。貞治二年、光嚴天皇は、普明國師に勅して住持せしめ給ひ、國母の君なる門院七周御忌の法會を勅修あらせられた。崇光天皇の皇子にして、光嚴天皇の皇孫に當らせらるゝ榮仁親王は實に伏見宮の御始祖にてあらせらるゝのである、親王薨去、大通院と法諡を奉り、大光明寺の疆内に大通院を御創建あらせられた、是より當寺は、伏見宮の御菩提所と定まり、大通院は専ら榮仁親王の香火に奉仕したのであつた。

寺號の『大光明』は、廣儀門院が、檀林皇后を御追慕の餘、自ら大光明院と稱へさせ給ひたるを謹用したのである。

其後久しく廢類に屬したが、文祿三年八月二十一日、豊臣秀吉が方丈を再建して西笑和尚に與へ、庫裡其他の諸堂は秀吉の命に依り、工費を諸候に勸募した、徳川家康以下百二候伯自署の勸進帖一軸は當山に現存する。

既にして慶長年間火災に罹り、元和初年當山疆内に移轉再建したが、間もなく同六年の類焼に罹り、又た天明の大火に遭ひ、爾來假建の儘にて明治初年に迨び、遂に廢絶した。

心華院は、慶長年間西笑和尚の創立する所で、元和六年大光明寺の罹災以來伏見宮の假御菩提所と爲つてゐたが、天明大火の後、文政三年、本山が大用國師を迎へて僧堂の開單式を行はんとする時、本山は當院を國師の禪室と爲し、且つ將來當院を僧堂師家の禪室と爲すべく、先づ國師を中興と爲し、以後師家を以て嗣續せんとするの政策であつた。是に於て當院の再建を促進し

光源院拙菴和尚は自ら進んで再建事務を擔任し、經營拮据したが、奈何せん事は意の如く進み兼ねた、幸にも同年五月、伏見宮より恭禮門院舊殿一字と金百兩とを下賜された、之を以て客殿庫裡、玄關を築成すべく工作中、國師は病を以て示寂せられた、豫定の如く當院の中興と定め、當院に於て津送を營んだ。そして工事は其年末に落成し、本院常徳院を並立した。

大用國師の臨滅に、當院を上足武陵芝公に附囑せられたが、芝公は不幸短命であつた、是に於て拙菴和尚の上足大拙和尚が國師の遺緒を續ぎ、次に獨園禪師現はれ、東嶽禪師現はれ、本山最初の政策は遺憾なく實行ができた。

獨園禪師は、萬延元年、客殿を新築して伏見宮御靈牌殿と爲し、舊客殿を書院と改めた。東嶽禪師は、明治二十五年更に書院を改築し、且つ伏見宮最古の御由緒を尊重すべく、同三十九年二月、心華院を大光明寺と改號した。

豊光寺

本尊釋迦如來。第九十二世西笑和尚が、慶長三年八月、秀吉薨去の後、其追

善のため創立する所である、師は天正十二年二月十九日入寺、慶長十二年十二月二十七日示寂。中古以來、漸次廢頽に迫んだが、獨園禪師晚年此に居り明治十四年慧林院を合併して其客殿を移し、庫裏、玄關等を新築して、中興の事を完成せられた。

林光院

本尊地藏菩薩。應永年間、義滿公創立、七朝帝師を勸請開山とする、同二十五年正月、公の次子義嗣薨じ、當院を其牌所とした。初め西の京に在り、應仁亂の後、洛中二條等持寺の側に移つた。もと碩徳の輪番地であつたが、太閤の時、雲叔周悅が明國信使を勤めた功勞により、當山の疆内に移轉改築して雲叔に與へ、特住地として雲叔を第一世とした、第五世乾崖の時代に、薩藩と關係を生じ、延ひて安政年間に至り、同藩の京邸設置、大慈寺栢州が中山忠能、大原重徳の二卿に會見の件杯に就き、住持梵圭は與かつて力があつた。

慈

明治維新の後、殆んど廢絶に歸し、専門道場の所管に屬してゐたが、大正八年、現住山獨山禪師は大に中興の手を展べられ、移轉改築、頗る輪奐の美を呈し、全く舊觀を革新した。

雲庵

本尊觀世音菩薩。長祿年間創立、第四十二世興宗明教禪師瑞溪和尚の禪室にして塔所である、師は道學兼備の碩匠にして、莫大の著書あり、天朝の御崇敬と幕府の信望とを雙肩に荷ひ、永享十二年八月二十九日入寺、文明五年五月八日示寂。中世當庵より文學を以て一世を風靡した大典禪師——梅莊顯常和尚が現はれた、師は白川樂翁侯の信任を受けて屢々幕議に參與した、尤も詩文に長じ、著書七十餘部の多きに達する、享和元年二月八日示寂。寺宇は、寛文六年東福門院御再興、本尊は門院の御念持佛である、其建物は天明の火災に罹り、火後梅莊和尚の力によつて直に再建ができた、又其建物は、明治二十九年毀却し、寺號を富春軒に移した。

瑞

春院

本尊阿彌陀如來、初めは軒、中頃は菴、近世に至り院と改めた、龜泉集證和尚の創立である、師は雲頂院季瓊和尚の上足にして、太清和尚四世の法孫に當る、文學に長じ、且つ書を善くして、虞世南の神髓を得たりと曰はれてゐる、曾て天龍寺に入寺したが、蔭涼軒に居ること殆んど六十年、大なる蔭涼僧録の權威者である。明應二年九月二十七日示寂。

寺宇は天明火災の後、弘化二年より嘉永二年迄の間に於て再建。其後客殿を毀却したが、明治三十一年六月再興完成した。

養

源院

本尊藥師如來、常光國師の法嗣曇仲道芳和尚の菴室である、師は道心堅確、國師門下有數の碩德にして、義滿、義持二公の歸崇深厚であつたが、斷じて出世を肯んせず黒衣に始終して應永十六年三月二十九日示寂。

當院は初め養源軒と號し、東山百萬遍の地址に在つたが、第二世横川和尚が

當山疆内に移したのである。現今の地址は往古の鹿苑院疆内の一部で、慶長年間圓光寺が使用し、後ち晴雲院が使用し、晴雲院廢絶の跡に、弘化二年十月移轉再興したのである。

大 通院

本尊釋迦如來、大光明寺の條に既に述べた。舊址は伏見宮御墓所の隣接地であつたが、嘉永四年、大拙和尚の發願により、僧堂常住に充つべく、十方施主の淨財を募り、新に今の地址を墾き、移轉再興した、又た門前鐘樓の南の東西に通る道路も當院の通路として其當時開鑿したものである。

以上十四塔頭は、歴史尊重上、現今の存否に拘はらず列記し、其他は現存のみを擧げた。而して往古の子院總數は不明であるが、當山最古の證憑と目せらるべき記録の、元祿五年の『寺改帳』には『塔頭並寺家四十六ヶ所』とある、又た天明八年大火の當時は三十六箇寺を存した。降つて明治初年に於ても猶且つ二十四箇寺を存したが、今は其半數の十二箇寺を存するのみである。

九 後水尾上皇特殊の御由緒

後水尾上皇は、深く佛乘を御崇信遊ばされ、常に諸宗の高僧を召して法要を御聽聞あらせられ、殊に吾が禪宗にひと入聖慮を傾けさせられた事は、いと畏き限である。

當山に在りては、慈照院有節が、皇考後陽成天皇の文學の御師範を承はつた事を始とし、有節の嗣昕叔は日野輝資卿の子であり、鹿苑寺鳳林は勸修寺晴豐卿の子であり、孰れも緇紳家の出身にして、殊に鳳林は外戚の關係もあり、況して兩師は、道學兼備の碩匠なるが故に、法要の進講は勿論、文學、茶事、花月等韻雅の御筵にも陪侍して、優渥なる寵遇を賜はつたのであつた。

斯うした資縁からして、當山に注がせ給ふ聖慮は、頗る濃厚な色彩を以て彩られたのであつた。

慶安四年五月六日、上皇御落飾の時は、畏多くも晰叔は戒師を奉仕し、鳳林は

唄師を奉仕し、晰叔の嗣覺雲は剃髮師を奉仕し、戒師は謹んで御法名を「圓淨」と上つたのである。

其他寛永八年、舊殿を賜ふて方丈と爲し、承應二年、寶塔を御建立遊ばされ、及び仙洞御所坏に於て法要を虔修した事等は各其本條に述ぶる通りである。

又た桂宮の御縁故も有節、晰叔二人の關係から、上皇の思召によつて生じ、隨つて廣幡家の檀縁も慈照院に結ばれたのである。

尙又開山塔の御建立は、皇子桂宮第三世穩仁親王の薨去によつて實現されたのである。

上皇は皇子皇女方々在し、竹の菌生の彌茂き其中にも取別け穩仁親王を御寵愛遊ばされたるに、九重の雲の上にも、暮の嵐は吹荒み、あたら八重櫻の散行く態を、いと悼はしく樹はせ、せめて、御追善の御爲とて、御菩提所一箇寺を御創立の思召を以て、有司に命じ、其寺址を物色せしめ給ひたれども、當山疆内に於て適當の候補地が見附らなかつた。そこで當山の奏請に依つて、竟に開山塔の御建立

が實現した譯である。

是に於て最初の聖慮に基き、穩仁親王の御彫像を御鎮座遊ばされ、寛文六年十月十七日、御祠堂料として黄金一百兩、並に御佛具一切を御寄納あらせられたのである。

此後桂宮に於かせられては、穩仁親王の御縁故によつて、五宮一妃殿下の御彫像又は御靈牌を御奉安あらせられたのである。其御院號並に薨去年月日を次に示す。

金剛壽院尊儀御彫像

後水尾上皇々子穩仁親王、(桂宮第三世)
寛文五年十月三日薨、御年二十三、

智慧觀院尊儀御彫像

靈元天皇々子文仁親王、(同第六世)
寶永八年三月五日薨、御年三十八、

後桂光院尊儀御彫像

文仁親王々子、東山天皇御猶子、家仁親王、(同第七世)
明和四年十二月六日薨、御年六十五、

清淨觀院尊儀御彫像

家仁親王々子、櫻町天皇御猶子、公仁親王、(同第八世)
明和七年六月二十二日薨、御年三十八、

成正覺院尊儀御靈牌

光格天皇々子、盛仁親王、(同第九世)
文化八年五月十七日薨、御年二、

如意寶院尊儀御靈牌

仁孝天皇々子、節仁親王、(同第十世)
天保七年三月五日薨、御年四、

靈光院殿柱巖清薫大姉御靈牌

公仁親王後妃、相君、紀州徳川宗直女、
寛政元年十一月四日薨、

尙ほ桂宮以外の御靈牌は

恭禮門院尊儀御靈牌

桃園天皇々后、藤原富子、關白一條兼香女
寛政七年十一月二十九日崩、

貞章院心月妙觀大姉御靈牌

伏見宮貞建親王々女、田鶴宮、徳川重好ニ降嫁、
文政三年八月二十二日薨、

十 鹿苑、蔭涼の僧録職

僧録の起原は、唐の憲宗元和元年に、法師端甫が左右街功德使に任せられたるを始とする。或は、それより數百年前、梁の時代に始まつたとも云ふ。

僧録とは、寺院及び僧侶に關する一切の事務を總統する權威者で、現今の各宗總管長と曰つた格式のものである。

我國に於ては、康曆元年十月十三日、足利義滿が後小松天皇の勅命を奉じて、當山第二世——當時南禪寺第三十九世たりし、智覺普明國師を左街僧録に任じたるを以て權輿とする。

永徳三年七月二十日、絶海和尚が普明國師の後を襲いで初めて鹿苑院に住し、應永八年、能書を以て名高い中正藏主が右街僧録——即ち副僧録に任せられ、鹿苑院の南に蔭涼軒を構へて、僧録の記録を掌つた。

其後永享七年六月五日、雲頂院季瓊眞蕊が蔭涼軒に入り、嘉吉元年、季瓊の法

弟益之集箴が其後を襲ぎ、文明十六年、季瓊の弟子龜泉集證が又た其後を襲いだ
其中龜泉の在職年最も久しく、殊に龜泉は、幼年時代より、鹿苑、蔭涼に出入
すること約六十年、僧録の樞機には飽迄熟達し切つて居る所から、左街僧録を左
右することは尋常の茶飯、時に於ては、將軍をも動かし兼まじき熾烈なる權勢の
持主であつた。

斯の如く兄弟師資三人相繼ぎ蔭涼職に従事した期間は、永享七年六月五日より
明應二年九月二十三日迄——將軍義教より義植迄六代を以て五十九年であつた、
其間三人——就中龜泉が大部分を筆録したといふ日記が、六十一冊に達した、之
を『蔭涼軒日録』と稱へる。

尙又別に『鹿苑日録』がある。是は僧録の日記で、即ち當山第八十三世——鹿苑
僧録第二十六世景徐周麟が文明十九年七月十六日に起筆し、鹿苑僧録廢停の後も
鹿苑院輪番住持が猶且舊名を襲いで筆録し、享和三年十月五日——當山第百十五
世維明周奎の代に至る迄、中間多少の斷闕はあれど、三百十七年に亘る頗と尤大

な日記にして、其冊數計百五十八冊を算へる。

此の二大部の史籍は、明治維新の後、東京帝國大學の所有に歸し、同學に於て
は、足利時代唯一の史料とし、史界の一大指南車として、特別秘重してゐたので
あるが、大正十二年九月一日、關東の慘害に、同大學の罹災と共に、憐れ永久に
燼滅したことは、實に以て無限の悲哀である。

さて徳川家康が開府第一の政策として、元和元年七月、彼の『元和條目』を頒布
し、其中の『五山十刹諸山之法度』第七條

一鹿苑、蔭涼之官職者先代之規範也、當時不足叙用、毀破之一畢
の鐵鏈を以て、文字の通り實に鹿苑僧録を破毀したのであつた。そして新に金
地院以心崇傳に僧録の榮冠を授けたのであつた。

康暦元年、智覺普明國師の始任より、絶海和尚の鹿苑院始住を経て、當山の名
匠碩徳によつて遞代襲職し來り、最後の所叔顯暉に至る迄四十六代、二百三十
六年當山に於て僧録を司管したのであつた。

十一 碩學と朝鮮修文職

青天の霹靂——僧録の榮職が鹿苑院より金地院へ移動した時、當山は勿論、五山に於ても窈かに不平もあり、異議もあつた、其感情の緩和策——と言つた様な御馳走振りに現はれたのが即ち碩學である。

當時五山と曰ふも、南禪寺は固より別格であり、萬壽寺は有名無實であつて、其實天龍、相國、建仁、東福の四山である、此の四山より各々二名若くは三名の學識拔群者を選出して之を「碩學」と稱へ、若干の祿を與へるのであるけれど此の祿なるものは、幕府の別給與でなくして、各山の朱印高の中から控除するのであるから、各山としては、非常な有難迷惑であるが、幕府としては更に何等痛痒を感じない、といふ——狡猾な政策であつた。

が、其時當山に於ける最初の被選出者は、慈照院の有節、听叔の師資二名であつた。

次に朝鮮修文職は、豊臣秀吉の征韓役に始まつて以來、筑前聖福寺の景轍玄蘇が、對州の以酌庵に住して、其専任者と爲つてゐた、景轍寂して、弟子の規伯玄方が襲職するや、對州の家老柳川調興の罪に連座して、寛永十二年三月、奥州の南部に流謫せられた。是に於て對州から急使を以て幕府へ其後任者の派遣を申請した、將軍家光は之を閑老に諮り、京都所司代板倉周防守重宗と、金地院僧録二世最岳元良とに命じて、四山碩學につき、其候補者を求めた、乃で四山は天龍、東福二山の碩學中より三名の候補者を豫選し、東福寺の玉峰光璘が當選して對州へ赴任した、之を以酌庵輪番の最初とする。そして當山に於ける最初の赴任者は听叔の弟子覺雲であつた。

由來碩學と朝鮮修文職とは全然別箇の物であつたが、是より以來、碩學は必ず朝鮮修文職たらざるべからざる事と爲つたのである。

抑も朝鮮修文職といふ役目は一面には對朝鮮通交文書の主任者にして、又た一面には對馬侯對朝鮮外交事務の監察を兼るのであつて、相當に權威を有つたもの

であつた、之を『對州御用』と稱して、或る時代には四山孰れも此職に就くことを誇としたこともあり、又た或る時代には、之が解除を幕府へ申請したこともあつた。

其任期は初め一年であつたが、後ち三年に改まり、四山遞次交替して、慶應三年、幕政の終り迄持續したのであつた。

十二 當山獨特の梵唄と著名の法要

開山七朝帝師及び第二世智覺普明國師は、孰れも清雅な音聲を有ち、然も梵唄の妙を得てゐられた。——梵唄一に聲明と謂ふ、即ち經咒の音譜である。

それかあらぬか當山は古來梵唄に就ては一種の特長を具へ、世に妙心寺の算盤面、大徳寺の茶人面、東福寺の伽藍面、建仁寺の學問面、相國寺の聲明面、面杯と言つて、叢林の特長の一に數へられたのであつた。

當山の梵唄は、永享年間に慈雲庵第二世默堂壽昭の校訂した音譜が今に傳はつ

てゐるのである、其諸種の音譜の中にも、取別け『觀音懺法』が第一の特長であり且つ誇りとする所である。

足利時代には、毎月十八日、室町邸の内佛殿に於て當山の清衆が懺法を修行した、そして當山に於ては、毎月十七日、大方丈に於て修行するを月次懺法と曰ひ毎年六月十七日、圓通閣——即ち三門閣上に於て修行するを閣懺法と稱へる、『相國寺の閣懺法』は、古來京都の年中行事の一に數へられ、彼の『節用集』杯にも現はれてゐる。

往古圓通閣上に於て所謂『閣懺法』を修行する時、鼓鉦及び唄調に和する鳴磬杯の遠音が、禁裏の神聖な空氣を振はして、天聽に達すると、畏多くも陛下には北方に向はせられて恭敬禮拜遊ばせさせられたと申すことであつた。

此の閣懺法は、天明の火災に三門焼失の後約二十年間、毎年法堂に於て修行したが、文化五年より大方丈に於て修行することゝ爲り、今に綿々として繼續修行し、古例を尊重して猶且『閣懺法』と稱へる。

左に古記に據つて、往古皇室に於かせられ、如何に當山の『観音懺法』を御嘉重
あらせられたかを窺はんとする。

一、應永三十二年四月、後圓融院三十三回御忌の辰、仙洞御所に於て観音懺法
を虔修した、其時の導師は二世普明國師の法嗣、第三十一世誠中中歎和尚で
あつた。

師は梵唄の達人で、其日の導師の妙調は、畏くも後小松上皇の歡感を惹い
た、殿上の一公卿が

誠中天下第一聲明、懺法導師感ニ歡情、手把ニ楊枝三點水、我今響度九
重城、

の一首を即吟したといふ事である。

一、其後歲月を隔て、後光明天皇の正保元年八月二十六日、後陽成院毎歲
御忌に際し、仙洞御所廣御殿に於て懺法虔修。

一、同二年四月七日、桂光院十七回御忌に際し、八條宮に於て懺法虔修。

一、同年六月、仙洞御所より懺法諸法器の御下賜があつた、其御寄附狀に

從ニ仙洞御所相國寺へ御寄附之覺。

二三幅一對

中尊	觀音	狩野探幽筆
左	猿猴	同 主馬筆
右	同	同 右京筆
		探幽ノ弟 尙信
		尙信ノ子 常信

壹 飾

一 洒水器
一 三具足
一 衣 襪
一 打 敷
一 長 案
一 小 案

一 一 卅 卅 卅
一 三 九 三
一 二 二 二
一 脚 脚 脚

一 鐵緒てつじゆ 但紫たしむらさき

七二

三 双分さうぶん

右之分可有御請取一者也

正保二年六月十三日

園中納言そのちゆうなごん

基もと

音ね

小川坊城中納言こがわぼうぢゆうなごん

俊とよ

完ましま

相國寺

一同年八月十九日、御祈禱の爲め、仙洞御所に於て樂懺法虔修。

一同三年七月三日、中和門院十七回御忌の辰、仙洞御所に於て懺法虔修。

一慶安三年八月十八日、後陽成院三十三回御忌の辰同様。

此時赤地金襴打敷二枚御下賜。

一同四年六月十八日、御祈禱の爲め同様。

一承應二年四月七日、桂光院二十五回御忌の辰、八條宮に於て同様。

一同年閏六月十八日、觀音成道日に際し、仙洞御所に於て同様。

一 明曆元年八月廿日、後光明天皇小祥御忌豫修の爲め、皇女一の宮御殿に於て同様。

一同年九月二十日、後光明天皇小祥御忌御正當ニ付、仙洞御所に於て樂懺法其他法要虔修。

一同二年九月四日、後光明天皇大祥御忌豫修の爲め、仙洞御所に於て懺法虔修。

一 寬文二年七月三日、中和門院三十三回御忌の辰、院宣に依り、當山に於て勅會懺法虔修。

一同五年四月十七日、徳川家康五十年遠忌に際し、特旨を以て仙洞御所に於て懺法虔修。

一同六年八月七日、後陽成院五十年御遠忌の辰同様。

一同年九月三日、後光明天皇十三回御忌豫修の爲め同様。

以上

尙ほ桂宮、伏見宮御歴代の御年回には、多く大方丈に於て懺法虔修の慣例であ

つた。

十三 當山の法脈略譜

●開山七朝帝師

二世智覺普明國師

光源開祖
元容周頌……

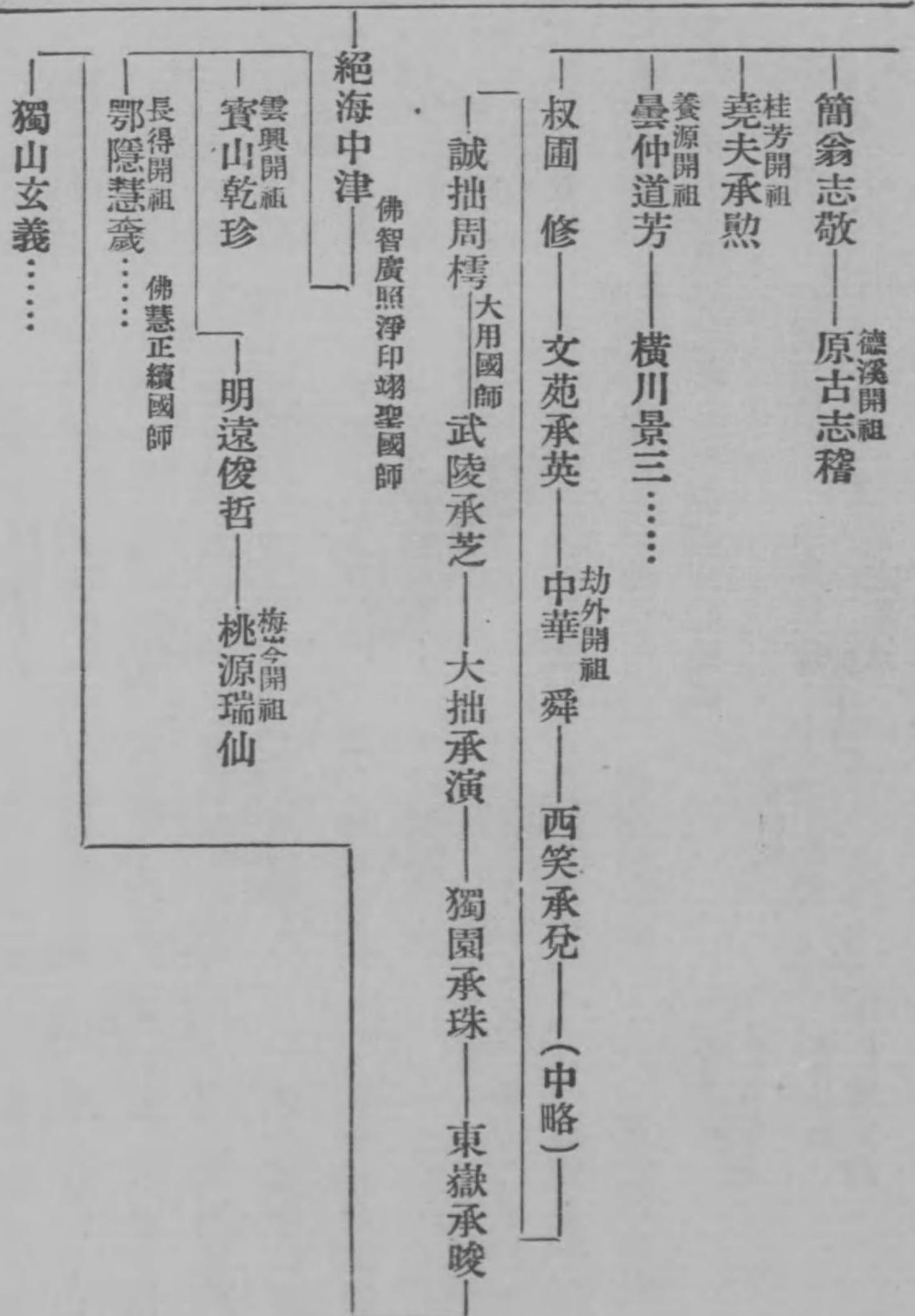
東慈第一世
嚴中周噩——柏心周操——寶處周財……

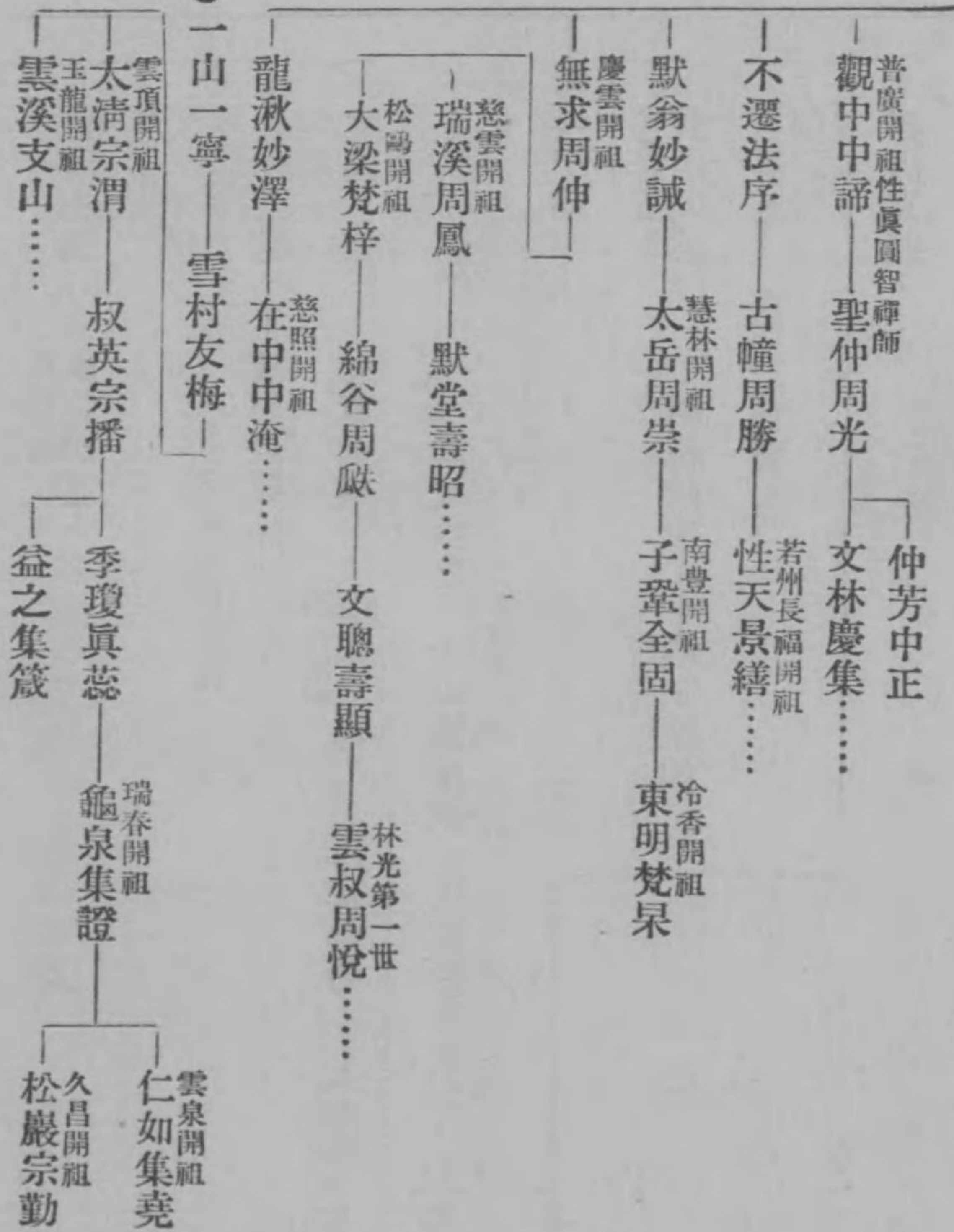
法住開祖
萬宗中淵——默堂周久——彦龍周興

慶玉開祖
圓鑑梵相——春林周藤——雪舟等楊

無極志玄佛慈禪師——空谷明應佛日常光國師

萬松開祖
仙岩澄安——宗山等貴——梅雲等意——梅仙等真





十四

當山の住持位次

(數字は世數を示す)

開山特賜夢憲正覺心宗普濟玄猷佛統大圓國師

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 二春屋妙葩 | 三空谷明應 | 四太清宗渭 | 五雲溪支山 |
| 六絶海中津 | 七物先周格 | 八萬宗中淵 | 九觀中中諦 |
| 一〇太岳周崇 | 一一山中中嵩 | 一二無求周仲 | 一三在中中淹 |
| 一四少林周繁 | 一五東啓梵晃 | 一六圓鑑梵相 | 一七大周周翕 |
| 一八益叟福謙 | 一九鄂隱慧叡 | 二〇簡翁志敬 | 二一象先梵超 |
| 二二嚴中周噩 | 二三西胤俊承 | 二四柏堂梵意 | 二五慶中周賀 |
| 二六無説景演 | 二七古幢周勝 | 二八元容周頌 | 二九元璞惠珙 |
| 三〇海門承朝 | 三一誠中中欸 | 三二雲菴周悅 | 三三用剛乾治 |
| 三四星巖俊列 | 三五月溪中珊 | 三六景嵩周藤 | 三七恕中中誓 |
| 三八寶山乾珍 | 三九德仲等懋 | 四〇竺雲等連 | 四一柏心周操 |

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 四二瑞溪周鳳 | 四三東岡周暉 | 四四芷陽周沅 | 四五東岳澄昕 |
| 四六子鞏全固 | 四七性天景繕 | 四八温中承顯 | 四九雪心等柏 |
| 五〇東沼周巖 | 五一仲默慈辯 | 五二東旭等輝 | 五三古邦惠淳 |
| 五四靜甫周詰 | 五五春溪洪曹 | 五六德翁中佐 | 五七察堂洪省 |
| 五八以鈍等銳 | 五九用堂中材 | 六〇竹香全悟 | 六一文溪永舒 |
| 六二順溪等助 | 六三仙巖澄安 | 六四徐周梵詳 | 六五柏巖周壽 |
| 六六以仁俊譽 | 六七修山光謹 | 六八天英周賢 | 六九伯芳周蒞 |
| 七〇以遠澄期 | 七一雪菴微郢 | 七二維馨梵桂 | 七三同文景恣 |
| 七四棠陰等爽 | 七五璧溪等瑛 | 七六松堂守蔭 | 七七仲言本續 |
| 七八玉崖梵瑋 | 七九橫川景三 | 八〇桃源瑞仙 | 八一金溪梵鐸 |
| 八二霖父乾道 | 八三景徐周麟 | 八四瀑巖等紳 | 八五…………… |
| 八六宗山等貴 | 八七少蕙梵結 | 八八雲屋全祥 | 八九梅叔法霖 |
| 九〇惟高妙安 | 九一仁如集堯 | 九二西笑承兌 | 九三有節瑞保 |

七八

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 九四昕叔顯暉 | 九五鳳林承章 | 九六覺雲顯吉 | 九七雪巖梵寅 |
| 九八春葩宗全 | 九九愚溪等厚 | 一〇〇汝舟妙恕 | 一〇一太虛顯靈 |
| 一〇二玉翁等珍 | 一〇三別宗祖緣 | 一〇四乾崖梵竺 | 一〇五正源梵的 |
| 一〇六蘭谷等芳 | 一〇七獨峰慈秀 | 一〇八蘭坡中珣 | 一〇九維天承瞻 |
| 一一〇無聞承聰 | 一一一天叔顯台 | 一一二岱宗承嶽 | 一一三梅莊顯常 |
| 一一四松源中獎 | 一一五維明周奎 | 一一六古道元式 | 一一七大中周愚 |
| 一一八大有承洪 | 一一九以中玄保 | 一二〇盈冲周整 | 一二一北澗承學 |
| 一二二橘洲周偉 | 一二三古桂慧顯 | 一二四養冲中珽 | 一二五憲道周顯 |
- 特住第一世 獨園承珠 特住第二世 東嶽承峻 特住第三世 獨山玄義
- 從來當山は輪番住職であつたが、明治三年獨園和尚より始めて專任住職と定まりたる故へ、爾來「特住」と稱する。

十五 足利歴代將軍の法號

- 等持院殿贈大相國一品仁山妙義大居士 初代尊氏、貞氏子、延文三年四月晦日薨、年五十四、
- 寶篋院殿贈一品左相府瑞山道惟大居士 二代義詮、尊氏子、貞治六年十二月七日薨、年三十八、
- 鹿苑院殿准三宮大相國天山道義大禪定門 三代義滿、義詮子、應永十五年五月六日薨、年五十一、
- 勝定院殿贈大相國一品顯山道詮大禪定門 四代義持、義滿子、正長元年正月十八日薨、年四十三、
- 長得院殿贈一品左相府鞏山道基大居士 五代義量、義持子、應永三十二年二月二十七日薨、年十九、
- 普廣院殿贈大相國善山道慧大居士 六代義教、義滿子、嘉吉元年六月二十四日薨、年四十八、
- 慶雲院殿贈一品左相府榮山道春大居士 七代義勝、義教長子、嘉吉三年七月二十一日薨、年十
- 慈照殿准三宮贈大相國一品喜山道慶大禪定門 八代義政、義教次子、延德二年正月七日薨、年五十六
- 常德院殿贈大相國一品悅山道治大居士 九代義尚、義政子、長享元年三月二十六日薨、年二十五、
- 大智院殿准三宮贈大相國一品久山道存大禪定門 準十代義視、義教三子、延德三年正月十日薨、年五十三、
- 慧林院殿贈大相國一品嚴山道舜大居士 十一代義植、義視子、大永三年四月九日薨、年五十八、

- 法住院殿贈大相國一品旭山道晃大居士 十二代義澄、義教四子政知子、永正八年八月十四日薨、年三十二、
- 萬松院殿贈一品左相府曄山道照大居士 十三代義晴、義澄子、天文十九年五月四日薨、年四十、
- 光源院殿贈一品左相府融山道圓大居士 十四代義輝、義晴長子、永祿八年五月十九日薨、年三十、
- 靈陽院殿准三宮昌山道桂大禪定門 十五代義昭、義晴次子、慶長二年八月二十九日薨、年六十一、
- 林光院殿孝山道純大居士 義滿次子義嗣、一曰圓修院殿、應永二十五年正月二十四日薨、年二十五、
- 勝幢院殿從三位九山…… 義教四子政知、延德三年四月五日薨、年五十七、

世に『足利十三代』と稱するは、義視、義昭の二公を代數に加へぬのである

十六 御陵墓と碩徳名家の墳墓

御陵墓

- 後水尾天皇御齒髮塚 法堂の西南
- 桂宮御歴代御墓 慈照院門前二箇所

- 伏見宮四代貞常親王以下御歴代御墓 總門前東
- 東山天皇 光明定院宮御墓 慈照院舊墓地
- 皇女 光格天皇 相巖身院宮御墓 長得院墓地
- 皇子

● 廣幡家累代墓

慈照院門前

延壽堂墓地

總門前

- 在中中淹和尚塔 正長元年十月七日寂
- 桃源瑞仙和尚塔 長享三年十月二十八日寂
- 景徐周麟和尚塔 永正十五年三月一日寂
- 本源國師所叔和尚塔 萬治元年正月二十日寂
- 覺雲顯吉和尚塔 寛文七年五月二十九日寂
- 足利義政公墓 既記
- 賴長塚 (世に櫻塚と謂ふ) 明治四十年六月、聖護院町、絹絲紡績會社構内ヨリ移設、
- 長藩戦死者墓 元治元年始御門の戦、々死者十二名、の首級を、薩藩に於て埋葬せしもの、

光源院墓地

- 維明周奎和尚塔 文化五年八月十一日寂
- 拙菴元章和尚塔 天保八年五月六日寂
- 善應院殿墓 池田輝政母 慶長九年七月朔日逝
- 荒尾但馬守平左衛門墓 初め織田信長に仕へ、後ち池田輝政に仕ふ。法號圓明院殿 但州大守定林了惠禪定門、寛永七年十月十七日卒

林光院墓地

- 大川梵圭西堂塔 元治元年十二月朔日寂
- 藤原惺窩墓 元和五年九月十二日卒
- 武田蒙菴墓 萬治二年正月二十四日歿
- 薩藩戦死者墓 甲子の役七名、戊辰の役六十一名の墓を、大正八年合葬す、此墓はも 薩藩戦と林光院に屬せしが、該藩神祭となりてより、上御靈神社管理す

普廣院墓地

- 藤原定家卿墓 法號華光寺殿特進黃門以清明淨大居士 仁治二年八月二十日歿

大光明寺墓地

- 大用國師分骨塔文政三年六月二十八日寂
- 大拙承演和尚塔安政二年十月二十一日寂
- 獨國承珠和尚塔明治二十八年八月十日寂
- 東嶽承峻和尚塔明治四十二年十月十九日寂
- 足利義尚公墓既記

長得院墓地

- 慈受院開祖竹庭瑞賢尼禪師塔足利義持公室、義量公母、日野資康卿女榮子
正長三年七月二十七日寂
 - 同七世寶山瑞珍尼禪師塔伏見宮貞康親王々女、
慶安四年五月十九日薨
 - 同十三世明山瑞光尼禪師御爪髮塔後西院天皇々女、
寶永三年九月十日薨
- 慈雲庵墓地
- 興宗明教禪師塔文明五年五月八日寂
 - 梅莊顯常和尚塔享和元年二月八日寂
 - 斗米菴若冲居士墓寬政十二年九月十日歿

十七 傳來の重寶

(●は國寶を示す)

- 十六羅漢圖 陸信忠筆 十六 幅
- 鳴鶴圖 文正筆 二 幅
- 寒山行旅圖 後崇光院御筆
廣照國師贊 一 幅
- 佛光國師真蹟 四 幅
- 廣照國師真蹟十牛頌 十 幅
- 明太宗皇帝勅書 一 幅
- 普廣院封疆繪圖 一 幅
- 竹林猿猴圖六曲屏風 長谷川等伯筆 一 幅
- 一開山夢窓國師慈像 筆者未詳
自讚 一 幅
- 一 同 慈像 妙法院堯恕法親王御筆 同 幅
- 一 後水尾法皇宸影 有栖川宮幸仁親王御筆
靈元天皇勅讚御詠 同 幅

- 一山水圖 陳眉公筆
- 一山水圖 查梅壑筆
- 一山水圖 石谿和尚筆
- 一山水圖 八大山人筆
- 一仿王着色山水圖 石濤和尚筆
- 一護國廟古額 鹿苑相公筆
- 一西笑和尚大光明寺再建勸化狀
- 一足利義持公消息
- 一德川家康公消息
- 一異國通船鑑
- 一豐太閣陣羽織卓袱
- 一古金襴卓袱 多々良義隆寄附
世ニ大内切レト謂フ
- 一古代綴錦卓袱

八八
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
二 十 十 十 十 十 十 十 十 十
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
七
四三
面 卷 幅 幅 通 套 套 套

- 一漢銅香爐
- 一漢窯花瓶
- 一青磁浮牡丹香爐
- 一曲輪座屏、香臺、料紙、硯箱

一 同 同 一
具 筒
(完)

開山國師遺誠

(原漢文)

我に三等の弟子あり、所謂猛烈にして、諸縁を放下して、專一に已事を究明する是を上等とす、修行純ならず、駁雜にして學を好む、之を中等と謂ふ、自ら已靈の光輝を味まして、只佛祖の涎唾を嗜む、此を下等と名づく如し其れ心を外書に酔はしめ、業を文筆に立つる者此は是れ剃頭の俗人なり、以て下等となすに足らず、矧んや飽食安眠、放逸にして時を過す者、之を緇流と謂はんや古人喚んで衣架飯囊と作す、既に是れ僧に非らず、我が弟子と稱して寺中及び

九〇
 塔頭たうとうに出入しゅつにょすることを許ゆるさず、暫時ざんじつ出入しゅつにょすら、尙なほ以もつて容ゆるさず、何いかに況いはんや來きたつて掛搭かたを求もとむるをや、老僧らうそう是この如ごときの説せつを作なす、言いふこと莫なれ博愛はくあいの慈じを缺かくと、只他ただの非ひを知しり、過あやまちを改あらためて、祖門そもんの種草しゆさうと爲なすに堪たへんことを要なするのみ。

相國寺 萬年の翠 終

大正十二年十二月二十日印刷
 同 十二年十二月廿五日發行

著者	京都市上京區今出川通烏丸東入相國寺門前町六百參拾貳番地 小 畠 文 鼎
發行者	京都市上京區今出川通烏丸東入相國寺門前町六百參拾貳番地 牧 野 忍 宗
印刷者	京都市上京區問之町二條上ル 藤 澤 淨 圓
印刷所	京都市上京區丸太町川端東入上ル 同 朋 舍

發行所 大本山相國寺事務所

93
597

終

